

第 22 回
日本海・九州西広域漁業調整委員会
議事録

平成 2 5 年 1 1 月 1 9 日
水産庁

1. 開催日時

平成25年11月19日（火） 13:00～16:29

2. 開催場所

航空会館 大ホール

（東京都港区新橋1丁目18-1）

3. 出席委員等

（1）委員

【会長】

学識経験者 橋本 明彦

【都道府県海区互選委員】

北海道海区 市山 亮悦

青森県西部海区 角田 順一

秋田海区 佐々木 健

山形海区 加藤 栄

新潟海区 小田 政市

石川海区 志幸 松栄

福井海区 齋藤 洋一

兵庫海区 吉岡 修一

鳥取海区 生越 日出夫

島根海区 肥後 和雄

山口海区 上野 知昭

福岡海区 本田 清一郎

佐賀海区 杠 学

長崎海区 大久保照享

熊本海区 福田 靖

鹿児島海区 野村 義也

【農林水産大臣選任委員】

漁業者代表 田中 猛

漁業者代表	伊藤 保夫
漁業者代表	中川 善文
漁業者代表	森脇 寛
漁業者代表	川越 一男
学識経験者	清野 聡子
学識経験者	橋本 明彦

(2) 参考人

岩田慎介

(日本海かにかご漁業協会副会長)

4. 議 題

(1) 広域資源管理の取組状況について

- ・日本海沖合におけるベニズワイガニ
- ・日本海西部・九州西海域マアジ、マサバ、マイワシ

(2) 部会における取組

(3) 太平洋くろまぐろ漁業の承認制に関する広域漁業調整委員会指示について

(4) ブリ及びカタクチイワシの資源管理について

(5) その他

○事務局（城崎）

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第 22 回日本海・九州西広域漁業調整委員会を開催いたします。

本日は会構成員のうち、富山県の魚崎委員、京都府の西川委員、沖縄県の山川委員、そして、大臣選任委員でいらっしゃいます野村俊郎委員、濱村委員が事情やむを得ず、ご欠席となっておりますけれども、委員定数 29 名のうち、定足数であります過半数を超える 24 名の委員のご出席を賜っておりますので、漁業法第 114 条を準用いたします同法 101 条の規定によりまして、本委員会が成立していることをまずご報告申し上げます。

それでは、橋本会長に議事進行をよろしくお願いしたいと思います。

○橋本会長

本日はお忙しい中、委員の皆様におかれましては出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

本日の委員会は、水産庁から枝元資源管理部長、それから、長谷資源管理部審議官、内海漁業調整課長、加藤管理課資源管理推進室長、また、独立行政法人水産総合研究センターから日本海区水産研究所の銭谷資源管理部長、西海区水産研究所の西村資源海洋部長ほか、多数の方々が出席されております。

それでは、議事に入ります前に水産庁の枝元資源管理部長さんからご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○枝元部長

水産庁の枝元でございます。

ご苦労さまでございます。第 22 回の日本海・九州西広域漁業調整委員会の開催に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましてはご多忙の中、ご出席をいただき、ありがとうございます。また、日ごろより資源管理、漁業調整など各種の課題にご尽力を賜りまして、改めてお礼を申し上げたいと思います。本日は都道府県海区互選委員の皆様におかれては、新しい任期が始まった最初の委員会となります。このたび、新たに就任された委員の方もいらっしゃいますけれども、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

広域漁業調整委員会は、都道府県の区域を越えまして分布回遊する資源の管理を目的といたしまして平成 13 年に設置をされました。従来、この委員会でご意見を頂戴しておりました資源回復計画の取組は、平成 23 年度に導入されました資源管理指針計画体制に移行い

たしましたけれども、引き続き各都道府県の漁業者の連携協力のもと、資源回復の取組を進展させていく必要があると考えております。

本日は資源回復計画のその後のフォローアップとともに、国際的な管理が進められております太平洋クロマグロや、広域に分布いたします魚種であるブリやカタクチイワシの資源管理のあり方についてもご議論いただく予定でございます。この委員会の役割はますます重要なものになっていると認識をしております。また、水産物の放射性物質調査の現状につきまして、本日の委員会の中でご報告させていただきます。水産庁といたしましては、震災、原発事故からの復興に向けまして、引き続き被災者の皆様とともに進んでまいりる決意でございます。

委員の皆様方におかれましては、昨日から2日間にわたりまして各部会からの引き続きの会議となりますけれども、ぜひ、活発なご意見をいただきまして、また、私どもは皆様のご意見も踏まえまして、資源の回復管理に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○橋本会長

枝元部長、どうもありがとうございました。

次に、配付資料の確認を事務局からお願いいたします。

○事務局（城崎）

それでは、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。お配りしている資料ですけれども、まず、本日の委員会の議事次第、そして委員の名簿、配席図、そして出席者名簿、そして本日の委員会で説明を差し上げる資料が1から9番までございます。

まず、資料1番が縦置きの資源管理の取組状況という1枚紙でございます。資料2が色分けしております各魚種ごとの資源状況の1枚紙でございます。そして資料3-1としましてベニズワイガニの資源評価の資料が一つ、3-2といたしましてベニズワイガニに関する資源管理の取組についての1枚紙が一つ、そして資料4-1としましてマアジのダイジェスト版、カラー刷りのものが一つ、資料4-2としましてマアジ（マサバ・マイワシ）の資源管理に関する取組状況の1枚紙が一つ、資料5-1としましてクロマグロの関係の資料が一つ、資料5-2としまして沿岸くろまぐろ漁業の承認制導入についてという1枚紙が一つ、横置きになりますけれども、資料5-2-1、5-2-2というのがクロマグロの承認制に関する委員会指示でございます。そして資料6-1番、横置きでブリの写真

がついている資料が一つ、資料 6－2 としまして、こちらは横置きでカタクチイワシの写真がついた資料が一つ、資料 7 番が都道府県資源管理計画作成状況という裏表の 1 枚紙が一つ、そして資料 8 番としまして平成 26 年の予算概算要求の概要の表が一つ、資料 9 番としまして水産物の放射性物質調査の資料が一つ、以上の資料でございます。

不足等がございましたらまた説明の途中でも構いませんので、落丁等がありましたら、その都度、事務局の方にお申し出いただければと思っております。

以上でございます。

○橋本会長

ありがとうございました。

それでは、議事に入らせていただきますが、最初に毎回のことでございますが、後日、まとめられます本日の委員会の議事録署名人を選出しておく必要がございます。これにつきましては本委員会の事務規程第 12 条により、会長の私からご指名をさせていただくこととなっておりますので、僭越ながら指名をさせていただきます。まず、都道府県海区互選委員からは佐賀県の杠学委員、農林水産大臣選任委員からは川越一男委員、以上のお二人に本日の委員会に係る議事録署名人をお願いいたしたいと思っております。お二人の委員の方、どうかよろしくお願いいたします。

今年は海区互選委員の改選期に当たっておりまして、本委員会におきまして 4 名の委員が交代をしております。新たな体制となったこともありますので、委員の皆様を事務局からご紹介いたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○事務局（城崎）

それでは、北の方から順にご紹介いたします。

まず、北海道の市山亮悦委員です。

○市山委員

市山です。よろしくお願いいたします。

○事務局（城崎）

続きまして、青森県の角田順一委員です。

○角田委員

角田でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（城崎）

続きまして、秋田県の佐々木健委員です。

続きまして、山形県に加藤栄委員です。

○加藤委員

よろしくお願いします。

○事務局（城崎）

続きまして、新潟県の小田政市委員です。

○小田委員

よろしく。

○事務局（城崎）

続きまして、石川県の志幸松栄委員です。

○志幸委員

よろしくお願いします。

○事務局（城崎）

続きまして、福井県の齊藤洋一委員です。

○齊藤委員

よろしくお願いします。

○事務局（城崎）

続きまして、兵庫県の吉岡修一委員です。

○吉岡委員

吉岡です。

○事務局（城崎）

続きまして、鳥取県の生越日出夫委員です。

○生越委員

生越です。よろしくお願いします。

○事務局（城崎）

続きまして、島根県の肥後和雄委員です。

○肥後委員

肥後でございます。よろしくお願いします。

○事務局（城崎）

続きまして、山口県の上野知昭委員です。

○上野委員

上野でございます。よろしくお願いします。

○事務局（城崎）

続きまして、福岡県の本田清一郎委員です。

○本田委員

本田です。よろしくお願いします。

○事務局（城崎）

続きまして、佐賀県の杠学委員です。

○杠委員

杠です。よろしくお願いいたします。

○事務局（城崎）

続きまして、長崎県の大久保照享委員です。

○大久保委員

よろしくお願いします。

○事務局（城崎）

続きまして、熊本県の福田靖委員です。

○福田委員

よろしくお願いします。

○事務局（城崎）

続きまして、鹿児島県の野村義成委員です。

○野村（義）委員

野村です。よろしくお願いします。

○事務局（城崎）

こちらからは大臣選任委員の方々になりますけれども、田中猛委員です。

○田中委員

田中です。よろしくお願いします。

○事務局（城崎）

続きまして、伊藤保夫委員です。

○伊藤委員

伊藤でございます。よろしくお願いします。

○事務局（城崎）

続きまして、中川善文委員です。

○中川委員

中川です。よろしくお願いします。

○事務局（城崎）

続きまして、森脇寛委員です。

○森脇委員

森脇でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（城崎）

続きまして、川越一男委員です。

○川越委員

川越です。よろしくお願いします。

○事務局（城崎）

続きまして、学識経験者の方でございますけれども、清野聡子委員です。

○清野委員

よろしくお願いいたします。

○事務局（城崎）

続きまして、安成椰子委員です。

○安成委員

安成です。よろしくお願いいたします。

○事務局（城崎）

最後に、本委員会の会長でいらっしゃいます橋本明彦委員です。

○橋本会長

橋本です。よろしくお願いします。

○事務局（城崎）

最後に、本日は参考人として日本海かにかご漁業協会の岩田副会長にもご臨席
いただいております。

○岩田副会長

岩田でございます。どうぞよろしくお願いします。

○事務局（城崎）

以上でございます。

○橋本会長

ありがとうございました。

それでは、早速、議題 1 の広域資源管理の取組状況についてに入りたいと思います。

当委員会の所掌の魚種である日本海沖合海域におけるベニズワイガニについて、まず、独立行政法人水産総合研究センター日本海区水産研究所の銭谷資源管理部長から、資源の状況について説明をいただき、続いて事務局より広域資源管理の取組状況について説明をしたいと思います。

それでは、銭谷部長、よろしくお願いいたします。

○銭谷部長

日本海区水産研究所の銭谷と申します。よろしくお願いいたします。資料といたしましては資料 3-1、A4 横の資料をご覧ください。それでは、座って説明させていただきます。

ベニズワイガニなんですが、水深 500 メートルから 2,700 メートルといった深いところに棲みます深海のカニであります。

1 枚めくっていただいて漁業の特徴です。1 ページ目の下に水域図がございますけれども、日本海におきましてはほとんどがかご網によって漁獲されます。各県地先における知事許可漁業と、東経 134 度以西及び大和堆・新隠岐堆などの沖合漁場における大臣許可漁業の二つの異なる許可形態がございます。甲羅の幅、甲幅 90 ミリ以下の雄ガニと全ての雌ガニは禁漁となっております。現在、鳥取県境港水揚げ船及び兵庫県船を対象に個別割当制が導入されております。

次に 2 ページ目にまいります。漁獲の動向です。図をご覧ください。棒グラフがあります。これが漁獲量の推移を示しております。1980 年代から 2012 年まであります。漁獲努力量の増大と沖合域の漁場の拡大によりまして、日本海本州沿岸における漁獲量は、1983 年から 1984 年には 5 万 2,000 トンから 5 万 3,000 トンまでに増加しましたが、以後は急速に減少しました。1992 年以降は 2 万 2,000 トンから 2 万 6,000 トンでほぼ安定していましたが、1999 年以降は再び減少に転じ、2003 年が 1 万 5,000 トンで最低となりました。その後、やや増加しまして 2006 年以降は横ばいで推移し、2012 年の暫定漁獲量は 1 万 5,534 トンであります。

資源評価をどのように行っているかということですが、個別割当制が導入されておりますので、漁獲量の条件が決まっているということですので、その漁獲量に基づく資源評価というものが非常に難しくなっております。従いまして、資源量の指標値というものを計算

しまして、それに基づいて動向あるいは水準を判断しております。

1枚めくっていただきまして2枚目と同じ図なんですけれども、そちらの資源量指標値と書いています折れ線グラフの方をご覧ください。大臣許可、知事許可を合計しました資源量指標値というものの変化を示しております。これは漁区の単位で漁場面積と年間の平均 CPUE というものを乗じた値を積算したものです。この値の動向から資源状態を判断しております。

資源の動向なんですけれども、次に進みまして資源量推定値の変化を大臣許可水域、知事許可水域、それを合わせた EEZ 内の計として、それぞれ色に分けて示しております。傾向的には大臣許可の変動が非常に大きい反面、知事許可は比較的安定しております。大臣許可、知事許可ともいずれも近年 10 年間ぐらいでは増加傾向ではないかと考えられます。

次にもう 1 枚めくっていただきます。これは大臣許可、知事許可水域を合計したものです。資源量指標値の変化を示したのですが、この図から全体の資源水準は、今は最大と最低の三つに区分した中で見た場合は中位水準、低位と中位の境が 512,786 というのがありまして、それよりも上回っていて 665,536 というような値になっております。そういうわけで全体としては、水準動向は中位・増加ということになっております

もう 1 枚めくっていただきたいと思います。これは大臣許可水域での資源量指標値の経年変化を示したものです。この図からは資源水準は中位にあるのではないかと考えられます。動向は増加ということになっています。

続きまして、もう 1 枚めくっていただきます。これは知事許可水域のことですが、知事許可につきましては、この図からは資源水準自体は今までになく増えて最高値を示していきまして高位水準であります。動向は増加と考えております。

次にめくっていただきまして、この図は縦軸が資源量指標値に対しての漁獲量の比率というもので示したものです。これは漁獲割合の指標値というのですが、資源の何割を漁獲しているかという値を指標値として示しております。これを経年的に見ますと、漁獲割合の指標値というのは、現在は赤い矢印で示していますように減少傾向にあると見られます。それで、この原因といたしましては個別割当制で漁獲の上限が決まっていることと、逆に資源が増加傾向にあるという二つの要因から、こういうような減少傾向になっていると思われま

す。一番最後の資料になりますが、このような解析結果に基づいて資源管理はどのように行うべきかということになります。このページにまとめていますが、知事許可水域では現在

は資源は高位水準にありまして、現在程度の努力量を維持することによりまして資源の増加傾向を維持できると思われまます。一方、大臣許可水域なのですけれども、これは中位水準にあります。あと、漁場の大半が韓国と競合する暫定水域であること、近年、日本の漁獲割合が低下傾向にあることを考慮した ABC を算定しております。大臣許可でも一応現在程度の努力量を維持することによりまして、資源の増加傾向を維持できると考えております。

それで、このような方針をもとに海域別に生物学的可能漁獲量 ABC を検討いたしまして、その合計したものを次年度の ABC としております。ということで、ABC としては 2014 年度の漁獲量は 1 万 6,800 トンというのが ABC ということになります。

ベニズワイガニについては以上です。

○橋本会長

ありがとうございました。ベニズワイガニについての資源の状況の説明でございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問等があれば承りたいと思いますが、何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、特段、ご質問がないようですので、ベニズワイガニにつきまして続きまして広域資源管理の取組の状況について事務局より説明をいたしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○事務局（岡田）

それでは、引き続きまして日本海沖合におけるベニズワイガニの広域資源管理の取組状況について、要点をご説明させていただきます。私は境港漁業調整事務所の資源課長の岡田といいます。よろしくお願ひいたします。座って説明させていただきます。

それでは、お手元に 1 枚紙でございますが、資料 3－2 をご覧ください。資源評価につきましては、先ほど銭谷部長より説明がありましたので繰り返し、この場でご説明はいたしません。先ほどの資料にもございましたが、1990 年代後半から一かご当たりの漁獲量（CPUE）が低下するとともに、漁獲物の小型化による資源状況の悪化が顕著となり、先ほどご説明もありましたが、2003 年には漁獲量が最低水準になったということから、資源回復に向けた早急な取組が必要不可欠となりました。

そこで、平成 17 年度から平成 23 年度を計画期とする日本海沖合ベニズワイガニ資源回復計画を策定いたしまして、資源回復の目標として減少しているベニズワイガニ資源について平成 23 年度までの取組により雄カニの資源量を増加させ、資源の減少に歯どめをかけ

る措置を漁業者とともに努力して実施してきたところでございます。

具体的に申し上げますと、先ほどもご説明がありました漁獲量上限の設定、それから、小型カニが脱出できるリングをかごに設置して小型カニを保護する改良網の導入、いわゆる脱出口つきかごとっておりますが、そういったものを順次実施いたしまして、平成 23 年度末で当該回復計画が終了したところではございますが、その結果、資源状況につきましては資源回復計画の取組が着実に実り、資源状況は中位水準まで回復し、資源の動向も現在、増加傾向にございます。

平成 24 年度以降は資源管理・漁業経営安定対策に基づく資源管理指針・資源計画管理体制において、引き続きベニズワイガニの資源管理を推進することとなっております。今後ともこれまでに漁業者が努力してきた、また、実施してきた資源回復計画の取組を後退させないために、その取組に参加してきた者が参画する境港ベニズワイガニ産業三者協議会の枠組みを活用いたしまして、資源状況、資源管理の取組状況、水揚げ状況その他必要な情報を関係者間で共有し、これまでの広域管理としての取組を引き続き実施しているところでございます。これをまとめますと、資料 3-2 の下にございますフローチャートのような体制となっております。

それでは、資料をめくっていただきまして裏面になりますが、その体制に基づく取組状況について最近の活動をご報告いたします。広域資源管理に係る会議としては頻度としては不定期な部分もございますが、3 カ月に 1 回程度のペースで先ほどご説明いたしました境港ベニズワイガニ産業三者協議会を開催しております。それと、関連協議ということで国や県の研究機関の研究者より調査研究の報告や資源状況について説明をいただき、漁業者を交えて意見交換し、情報共有を図っております。

最後になりますが、資源管理措置の取組状況でございますが、資源回復計画は終了いたしました。先ほどご説明したとおり、従前にやっていた資源回復計画の取組内容につきましては、現在も資源管理計画に全て引き継がれており、現在も表の下の方 2. になりますが、このような取組について実施を継続してやっております。今後もこれまでの成果や取組を後退させることなく、適切な資源管理を実施していきたいと考えております。

以上で簡単ではございますが、日本海沖合におけるベニズワイガニの広域資源管理の取組状況についてご説明させていただきました。ありがとうございます。

○橋本会長

ありがとうございました。ベニズワイガニの広域資源管理の取組状況について、事務局

の方からご説明をいたしました。

ただいまの説明につきましてご質問でもご意見でも何かございますでしょうか。では、岩田参考人の方から。

○岩田副会長

参考人の岩田でございます。参考人という立場でどこまで話をしているのかわからないんですけども、先ほど銭谷部長さん、そして岡田課長さんから説明をしていただきまして、ほぼ全体のことは賄っていると思います。その中で資源に関していいますと、どうしても我々のベニズワイガニ産業は日韓の暫定水域というもので、この中でほぼ半分ぐらいの漁獲をしております。日本 EEZ では明らかに資源の回復というのが見られてきました。しかしながら、どうしても暫定水域の中で日本側はいろいろと資源回復を意識した努力をしながらも、どうしても韓国の漁船の行動次第というところが拭えません。これだけは平成 11 年から日韓で民間交渉を重ねていますが、なかなか、前に進まず、そのジレンマと闘っている次第でございます。ぜひ、その辺はご理解願いたいというふうに思っております。

そして、もう一つは境港三者協議会というのがございまして、先ほども説明がありましたけれども、ベニズワイガニ産業は紆余曲折の中で資源回復計画のもとに、この三者協議会の中で我々生産者と仲買、卸とその三者で激論を交わしております。定期的に激論を交わしながらいろんな問題で大きな声を出すときもあります。しかしながら、その中で導かれた結果というものは大変有意義なものであり、これからもこの三者協議会の中で語ることが、我々ベニズワイガニ産業の中の将来があるんじゃないかなというふうに認識をしております。

以上、補足させていただきました。

○橋本会長

ありがとうございます。

では、安成委員、どうぞ。

○安成委員

今のお話の日韓のことを伺ったのと、あと、ベニズワイガニはたしか日本のエコラベルを取っていると思いますが、そういうような資源をきちんと管理しながらマーケットに対するアプローチもやっぺいらっしゃると思うので、その辺の取組の成果、今、お話しいただきましたけれども、もうちょっと踏み込んで情報が得られないかなと思います。

○橋本会長

ベニズワイガニは資料にもございますように、三者協議会で資源管理問題だけにとどまらず、合理的流通とか、販売促進とか、そういったものの協議も進められている大変頼もしい業種だと思うんですが、エコラベルの取り扱い等についてその効果とか成果とか、そういったものは岩田さんが詳しいんでしょうか、それとも漁業調整事務所がよろしいでしょうか。岩田さんからもし何かありましたらご紹介いただければ。

○岩田副会長

エコラベルもそうなんですけれども、エコラベルの認定を受けまして間違いなく生産者の船と、そして境港の仲買業者数者が一応認定を受けた中で、トータル的に販売努力というこのことの中では、価格の面でもいい時がございまして明らかに反映はしていると思いますが、正直、余り目に見えてというのはわからなくて申しわけございません。

しかしながら、もうかる漁業等の事業をさせていただきまして、そのコンセプトの中に、境港はご存知のようにゲゲゲの鬼太郎で年間 300 万人の観光客が来られる。その観光客になかなかベニズワイガニを食べていただけないということがございまして、何せ加工商材というのが 90%以上を占めていまして、それでも、その中で何とか食べていただこうということの下に小ロットの販売、発泡スチロールに入れまして、そういう小さい需要に対して応えて、おいしく刺身で食べていただいたりとか、そういうことのニーズに応えたり、また、衛生とか環境問題も踏まえた上で、あるいはシャーベットアイスを使つての鮮度保持とか、そういうことをしながら、まずは地元から食べていただこうというような努力を地道に積み重ねております。

○橋本会長

ありがとうございます。

そのほか、この取組状況について、どうぞ。

○肥後委員

先ほどの銭谷部長さんのご報告の資料にもあるわけですが、漁獲割合の指標値が近年、かなり急速に下がりつつあるデータが示されております。この指標値の低下具合は今後の広域資源管理の取組にある一定レベルを超えると、何か活用され得るというようなデータとして考えていいものでしょうか。その辺について教えていただければと思います。

○橋本会長

資源量の指標値の最近の増加傾向は、今後の資源管理に数字的に何か良い影響を今後、与えるかどうかということについてどうでしょうか。

○銭谷部長

ABC の計算の中においては、このデータは使用されませんので、私これが直接何かに反映するとかというようなことは言えませんが、少なくとも漁業の漁獲圧は低下してきたので、資源量は徐々に増加してきたということだけでは言えるのではないかというようなことを図として示させていただきました。どう使うかにつきましては、今のところは直接は反映はしていないと思います。

○橋本会長

何か上限値の設定とかされているものについて今度、見直しであるとか、そういった基になってくるのは三者協議会であるとか、それらの検討の場だとは思いますが、何か漁業調整事務所の方で、今後の期待する方向であるとか、そういったものがこの資源の指標値から見て何かありますでしょうか。

○事務局（岡田）

この場で今後の方向性についてお話しするような形のものはないんですが、今、銭谷部長からいろいろとやっていただいている、そういった指標を盛り込みながら、あとは個別割当（I Q）の割当につきましては行政として基準を設けて定めておりますので、その範囲の中で漁業者さんの経営状況とかも見ながら、こういった資源の動向も見ながら設定していくということで、もちろん、こういったいろんなさまざまな指標については我々もそういったことを考慮して、または意見交換して、今後の個別割当（I Q）設定またはベニズワイガニ漁業の産業に向けて寄与するものだと思っておりますので、そういったことは考慮していきたいと思っております。

○橋本会長

ありがとうございました。よろしいですか。

清野委員、どうぞ。

○清野委員

こういった協議会を開かれて努力の結果、ここまで持ってこられたことに本当に敬意を表します。それで、こういう協議会は決まった結果は公開していただいて、途中、いろいろ調整して大変だったということは伺えるんですけども、その調整がどこをどう調整してどう大変だったかというプロセスはなかなか外部の者とか、まして消費者にまで届くことは難しいと思います。ですから、お差し支えない範囲で今後、この部分をかなり努力しているんだとか、合意形成のプロセス、そのあたりを今後も情報発信していただけると、

きっと、みんな、おいしい、おいしいというだけじゃなくて、苦勞しておられるんだなというのがわかるかと思います。

それで、こういう協議会も差し支えなければ、時々、最近は協議会の様子の写真とか取組状況とか、最近、結構若い行政職員さんとか漁師さんはフェイスブックとかもされるので話し合っているところとか、何か出していただけると裏の雰囲気がわかるかと思います。だから、苦勞の決断とかいうのをこういうふうにきれいにまとめられちゃうとわからないので、ぜひ、そういうところも今後、話していただけたら、あと、観光客も結構いろいろお店の方とか旅館の人に尋ねたり、話題として聞きたいという人もいるので、そういう旅館のおかみさんにそういう苦勞をして何とかここまで持ってきましたみたいな話もしていただけると、世の中のいい意味でのうわさが広がっていったら関心が高まるかと思います。

ですから、すぐにはこういう協議会の情報はいろいろ何を出して、何を出さないと思うんですけども、そのあたり、今後、ご検討いただけたらと思います。そうすると、ほか結構、勇気が出て、また、こういう協議会をやろうかなと思えるかなと思います。ありがとうございました。

○橋本会長

ありがとうございました。清野委員からは、ベニズワイガニの三者協議会のように協議をして苦勞しているところを一般にも情報提供をとのことです。調整問題なんかも絡みますので、なかなか全部をあけっぴろげにするわけにはいかないと思いますけれども、こういう魚種についてこれだけ苦勞して、こういうまとめ方をしているんだという点についても、ベニズワイガニを利用したり、観光客で食べたり、そういった人たちにも情報提供ができるような機会というか、ものを考えてほしいと、こういうことでございましたので、境港漁業調整事務所事務局の方もそういった点も含めまして、今後、取組をしていっていただきたいというふうに思います。よろしいですか。

それでは、ほかにこの取組状況についてよろしいですか。

それでは、次の議題に進みたいと思います。続きまして、日本海西部・九州西海域のマアジ、マサバ、マイワシについて、まず、資源の状況について水産総合研究センター西海区水産研究所の西村資源海洋部長さんの方から説明をいただいて、続いて同じように事務局から広域資源管理の取組状況の説明ということにしたいと思います。

それでは、西村部長、よろしくお願いいたします。

○西村部長

お手元の資料 4-1、ダイジェスト版となっておりますが、これを用いてマアジ、マサバ、マイワシの 3 魚種を合わせて 10 分以内でご説明を差し上げることとしたいと思います。

まず、マアジでございます。生物学的な特徴だとか、漁業の特徴という部分については、年々、改訂されている部分ではありませんので、皆さん、ご専門のところもあるかと思いますが、説明は省かせていただきます。

ここで対象としていますマアジ、それから、その後のマサバ、マイワシは全ていろいろと提供いただいている漁業情報に調査情報とかを合わせた形で、コホート解析という解析手法を用いてチューニングしながら資源量を把握して、それをもとに資源の評価と将来予測をしているというやり方は、全て同じやり方でやっております。

まず、マアジですけれども、1 ページ目の一番下の黄色いバックグラウンドの棒グラフの方でマアジの漁獲量の推移が示されています。1970 年代後半から 80 年代に 10 万トンを超えるような漁獲量でありましたけれども、90 年代、95 年代に 20 トンを超える漁獲ということになって、近年は大体 2006 年以降ですけれども、13 万トン前後で漁獲量は推移しております。ここの絵の中で黄色い折れ線グラフが示されていますが、資源密度指数を示しております。一般的には CPUE というような形で取り扱われる数字と、似たようなものとしてご理解いただければと思いますけれども、2008 年以降、CPUE というか、この資源密度指数、黄色い折れ線は上昇の傾向にあるということです。2012 年の本系群の漁獲量は 10 万 9,000 トンで、韓国による漁獲が 1 万 7,000 トンあったことも合わせると、総漁獲量は 12 万 6,000 トンということになるかと思います。

韓国の漁獲については前年までの評価では、2011 年の韓国漁獲量は随分と 4 万トンを超えるぐらいの数字というふうに、韓国側の情報から出ておりましたけれども、その後、いろいろなところで韓国側研究者と情報をやり取りしている中で、正しい値が 1 万 7,000 トンというような情報が入ってきておることから、韓国の漁獲量情報については修正された値を用いながら資源評価を行っているところです。

めくっていただいて上の段に黄色い背景の図があつて、そこの中の黒の折れ線グラフで資源量推定値の 1975 年から 2012 年までの様子が示されております。漁獲量と同じような形で 80 年代は低かった資源量ですけれども、1990 年代以降、50 万トンを超えるような資源量が見積もられております。一時的に 2000 年前後に資源量が減少しておりますけれども、2012 年に至る過去 5 年間を見ても、資源量は増加の傾向にあると判断されます。

このような資源量の状況、それから、資源の過去 5 年間の動向、これを見てこのマアジ

対馬暖流系群については資源の水準は中位であって、動向は増加の傾向にあると見ております。この増加の傾向というのは、2012 年、最新年までに至る過去 5 年間の動向から判断しているものでございます。

次のこのページの真ん中の表に漁獲管理シナリオ、ABC として幾つかのシナリオを提示させていただくということで、ここでは三つの漁獲管理シナリオを設定しております。資源量の増大を目指すシナリオ、現在の漁獲圧を維持するシナリオ、それから、親魚量を維持するシナリオと、いずれのシナリオも中期的管理方針には合致するということに位置づけております。また、現在、親魚量は Blimit、これは回復の閾値を想定している Blimit という数字ですけれども、これを上回っておりますので、ここで示されている親魚量の維持以下の三つのシナリオについて、ABC として設定することができます。ここで親魚量の維持 (Fmed) としている数値シナリオにおいて、2014 年の ABC は 24 万トンということで、過去 5 年平均の日韓の漁獲比率を勘案しますと、括弧内の 20 万 8,000 トンというのが我が国 EEZ 内の漁獲配分量ということになるということをお示ししております。

あと、将来予測について点推定あるいは不確実性を考慮した挙動を次のページに示しておりますけれども、時間の関係で割愛させていただきます。

次にマサバですけれども、これにつきましてもマサバ、ダイジェスト版の一番下のところに黄色いバックグラウンド、青い棒グラフで近年の漁獲量の推移を示しています。1996 年に非常に大きな 40 万トンを超える漁獲を得ていますが、その後、漁獲量は減少しております。近年、大体 10 万トン前後で推移しているということです。韓国も 10 万トンを超える漁獲を揚げております。ここでは先ほどのマアジもそうなんですけれども、日本と韓国の漁獲量を情報として用いて資源評価を行っております。

中国は非常に多くの 50 万トンを超えるサバ類を漁獲していると、FAO の数値では出てきておりますけれども、FAO は北西太平洋という、そういう枠組みのエリアでの集計となっており、また、マサバ、ゴマサバなどの区別もついていない部分がありますので、資源評価になかなか取り込める数字とはなっておりません。

日韓の漁獲情報、それから、資源調査の状況等を勘案して、その次のページの資源状態というところの黄色い背景のグラフに、黒の折れ線グラフで資源量推定値の推移を示しています。1980 年代まで 100 万トン程度の資源量推定値が得られておりますけれども、近年、50～60 万トン程度のところで資源量が推移しているところであります。

この資源につきましては、我々がそれぞれの資源評価をするときに資源の回復措置を必

要とする閾値、先ほどもマアジの Blimit というお話をしておりますが、それを設定しております。これは親魚量と加入量との関係から、ある程度の親魚量がいれば加入状況は大丈夫でしょう、ただ、ある程度の閾値を下回ってしまうと加入量が少なくなってしまうですよという数値を Blimit としております。先ほどのマアジの親魚量は Blimit を超えているところで安定していたのですが、マサバの場合は設定している Blimit というものを下回るところに、最新の親魚量は位置しているというふうに判断しております。

そのため、管理方策として ABC を決定するためのシナリオ、下の表になりますけれども、基本的に親魚量を増大させましょうということを目指すシナリオを 3 種、リストアップしております。2014 年漁期 ABC として最大の漁獲量が得られる ABC は上から三つ目のシナリオで、5 年で Blimit へ回復しましょうという F リカバリー 1、Frec1 と書いてあるシナリオで、この場合の ABC は 29 万 6,000 トンと。日韓の配分で計算してみますと 13 万 3,000 トンというのが計算されるところです。

二重線の下に親魚量の維持というシナリオも示しておりますけれども、これにつきましては親魚量の増大という ABC を目指すところではないということで、ここでは ABC としてではなく算定の漁獲量としての計算を示す形になっております。ただ、中期的管理方策においては、資源が減少しないように管理するということで管理方策が設定されておりますので、4 番目のシナリオも中期的管理方策には合致するシナリオとなっております。

最後、マイワシですけれども、マイワシにつきましてはご存知のように非常に大きな資源量あるいは漁獲量の変動を示している魚種です。マイワシ、ダイジェスト版の下の方に図が示されておりますけれども、左側の図が 1960 年代から最新の 2012 年までの漁獲量の推移を示しています。1985 年、90 年といったところでは 100 万トンを超えるような漁獲が得られておりましたが、それに比べると今は非常に少ない、左側の図では漁獲量が目に覚えてこないようなところに、今、位置しています。

2000 年以降の漁獲量について、軸をずっと縮小した形で右側に示しております。これを見ていただきますと、2001 年に底を打った状態で漁獲量は非常に 1,000 トンを下回るようなところまで落ち込んだんですけれども、その後、緩やかに増加しておりまして、2011 年に 2010 年級の加入によって非常に大きな漁獲が得られ、2012 年もこの状況が続いているようです。こういったところから最近、漁獲が多くなっていろいろ社会的にも注目を集めている資源になっております。

めくっていただいたところに黄色いバックグラウンドの絵で、黒い折れ線グラフで資源

量の推移が計算されております。先ほどと同じように左側については縦軸が 120 万トンまでの軸として示して、右側については縦軸が 20 万トンまでという形で、縮小した形で資源量を示しています。右側を見ていただきますと、2004 年、2006 年、2008 年、2010 年、2012 年とご覧いただくように資源量が随分と増加の傾向にあるということになります。この資源につきましては、回復措置をしましょうという Blimit を今年、上回った形で評価されておまして、水準は中位に移って、動向は増加の傾向にあると判断しております。

そのために管理方策につきましては、先ほどのサバのように回復措置をとるようなシナリオは考えておりませんで、漁獲圧を維持しましょうというシナリオと、親魚量の維持をしましょうという二つのシナリオで計算される ABC を真ん中の表に示しております。2014 年の ABC として計算される値は 11 万 9,000 トンと、これが一番大きな数字を与える ABC になっております。

このマイワシにつきましては、資源の増大については海洋環境との関係というところも指摘されているところです。近年、温暖化という形でいろいろと話されておるところですけれども、マイワシについてはむしろ寒冷な方がよいというような形の解析がなされております。温暖化という中でも、冬季はそれなりに寒い冬が続いているという印象もあり、そういったところが資源の増大にもある程度の影響を与えているのかもしれないと考えているところです。

以上です。

○橋本会長

西村部長、ありがとうございました。

ただいまのマアジ、マサバ、マイワシについての資源状況の説明に対して、何かご質問等はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、先に先ほどと同じように広域の魚種の資源管理の取組状況を事務局から説明いただいて、その後でもし資源の状況も含めて、ご意見、ご質問等があったら、また、伺いたいと思います。それでは、事務局の方、よろしくお願いいたします。

○事務局（島崎）

日本海西部・九州西海域マアジ（マサバ、マイワシ）広域資源管理方針に基づく資源管理計画で取り組まれている状況についてご説明いたします。私は九州漁業調整事務所沖合課の島崎と申します。座って説明させていただきます。

今期の取組状況でございますが、資料 4－2 にございます平成 25 年度 10 月現在までの

状況についてご報告申し上げます。

この方針については資源回復計画で取り組まれていた内容を受け継ぎ、回復に向けた取組を後退させることなく継続実施しているところでございます。これは各団体が作成しております資源管理計画で実施されております。それをまとめたものが資料４－２になってございます。

まずは取組団体のご説明をさせていただきます。具体的な取組団体として日本遠洋旋網漁業協同組合、山陰旋網漁業協同組合、島根県まき網漁業協議会、長崎県旋網漁業協同組合、鹿児島県旋網漁業協同組合が参画しております。

まず、漁獲努力量削減措置については、小型魚漁獲回避のための漁場移動と漁場移動情報の共有、月に一定期間を休漁とする管理措置の実施を各団体ごとに記載しております。漁場移動については今年度１０月現在までですが、実際に移動が発生したのは中型まき網漁業の長崎県旋網漁業協同組合で実施されました１８回となっております。

また、先般、１０月１５日、福岡市内にて広域資源検討会議を開催いたしました。これは従前の担当者会議に代わるものでございまして、先ほど申し上げました各団体に加えまして全国旋網漁業協会、それと各関係県の担当者ほか水産試験場、水産総合研究センターの研究者を交えて情報交換を行いました。この中では各団体の取組状況と今漁期の漁獲の状況、それについて報告し、また、取組について情報共有を行ったところでございます。

来年３月に向けて日本海西部・九州西海域のマアジ、マサバ、マイワシの広域資源検討管理方針の改定についても、検討を開始したところでございます。検討の結果につきましては、次回、この委員会でご報告できるように取り組んでまいりたいと思っております。

これで説明を終わります。ありがとうございました。

○橋本会長

ありがとうございました。取組状況の説明でございました。

それでは、先ほどの資源のお話も含めてで結構ですが、何かご意見、ご質問等はございますでしょうか。清野委員、どうぞ。

○清野委員

この委員会では割と大型の船を持たれている方のご出席をいただいていると思うんですが、今年みたいに台風が多いと、本当に日本海とか九州西部は全然小型とか一本釣りとか出漁できない日が続いております。その時にどうしてもぎりぎり獲りに行って少ないものを出したときに、より大きな船で獲られたものが市場に入ると、それと同じ土台に

乗ると非常に一本釣りとかは困窮する状況が続いております。

これが今後、どういうやり方があるのかというのはここですぐには決まらないと思うんですけれども、特にこの海域は非常に気候変動の影響を受けやすいとか、台風が大型化するという中で小型漁業をどう守るかということが多分、価格の差別化とか、あるいはいろんな調整が必要になってくると思いますので、大分、いろんな努力をしていただいて、ここまで小型魚を取る懸念があったとき、移動するということを徹底していただいて資源が回復してきましたので、その辺り、中長期的なことをございますけれども、水産庁や業界の方でもご検討いただけると助かります。

以上、コメントとお願いでございます。

○橋本会長

今のご意見は今後の検討の力の入れ方というか、そういう検討の方向の要望ということによろしいですか。

他に何かご意見、ご質問でも構いませんけれども、安成委員、どうぞ。

○安成委員

資源のことなんですけれども、マサバが余りよくないという状況がここに書いてありますけれども、マサバはかなり温暖化の影響によって北海道の方で獲れるとか、そういう状況があるのに、一方で、今のお話を伺っていると、マイワシの方は寒いところで獲れるはずなのに、それが増えているというようなことで、何かその辺の温暖化の影響と魚種交代みたいなわからないところが、もうちょっと詳しくわかるようなことはあるのでしょうか。知見がありましたら伺いたいのですが。

○西村部長

西海区水研、西村です。マサバにつきましては、資源の評価というのはマサバの対馬暖流系群と太平洋系群という二つの大きな系群評価単位で分けて考えているところです。ここでご説明しているのはマサバ対馬暖流系群ということで、東シナ海から日本海の方に流れてきている資源ということで、この状況については Blimit という回復措置を下回る親魚量に現在なっているという状況にあるということで、北海道の方にまで上がっている部分とは例えば釧路沖とかの部分とは、また、別の評価単位というふうにご理解いただくのがよろしいかと思います。

それから、温暖化なんですけれども、確かにそういった形で北の方まで南の魚が太平洋を上がっていったりとか、あるいはマンボウが揚がったりだとか、ブリが揚がったりだと

か、いろいろと北海道の方で魚の分布が変わってきているというところは、マスコミ等でもいろいろ聞いているところです。実際に温暖化がどのぐらい魚の分布に影響を与えているのかというところは、もちろん、水塊の分布によっても違うというところがあるかと思いますが、そういうところに影響されている部分もあるかと思います。

ただ、我々も少し悩ましいところなんですけれども、温暖化、温暖化と言われている中で、マイワシみたいにむしろ寒い方が生き残りがいいですよと言われている資源も、今、状況がよくなっている。このところで説明に苦慮するところもあって、この部分についてのご質問かというふうに思います。

先ほども報告の中で触れたんですけれども、夏は夏で暑いんですけれども、一方で、冬、特に気象庁とかの海況情報とか、あるいは水研センターがやっている情報とかを見ると、5月、6月の海況あるいは環境というのは必ずしも暑くなくて、むしろ、冷えているといったところがあったようです。マイワシの子どもたちが生まれるのは、2月、3月あるいは1月といったところですので、そういった時期の海洋環境は必ずしも暑いわけではなくて、むしろ、冷えていたという環境がもしあったとすれば、こういった形で、今、マイワシが増えてきているというところの説明は付くのかなというのが現状です。

ただ、この増大傾向が続くのかどうかというところは、こういった環境のところとも合わせて、また、漁業での影響も合わせて、これからどうなっていくかというところについては、必ずしも予断はしかねるところというふうに考えています。

○橋本会長

ありがとうございました。

ほかに。清野委員、どうぞ。

○清野委員

マサバについてなんですけれども、漁獲の動向で日本を上回る漁獲量を韓国とか中国とかで獲られていまして、それで、私も福岡でマーケットに行ってみると、本当に安いマサバで外国からの山積みで、結構、安く売っているんですね。日本はこんなに努力しているのになと思うんですが、空いているすき間のところにどんどん外国のが入ってきちゃうと、日本の漁師さんはつらい状況になると思います。

ですから、この数字を見ると海域の面積とか、いろいろ考慮するとバランスでするのかもしれないんですけれども、マーケットでいうと、かなり日本が規制すればするほどというのは、そういったアジアに近いところの経済的な状況ではありますので、ぜひ、そこは

今後、関係する国と調整していただけたらと思います。これはこの委員会の課題で、流通の関係の人たちは経済原理で動いてしまうと思いますけれども、こういう状況をよくよくご理解いただいて、そういった安いスーパーなどにワッと入ってくるところをどういうふうに防御するかというのもあるかと思いますが、水産庁全体としてご検討いただけたらと思います。

○橋本会長

ありがとうございました。

当該水域のこういった魚種は、中国、韓国との関係というのを免れないわけですが、関係する国との協議等を通じて日本側の資源管理の努力、そういったものも伝えていく努力も今後、していかなければいけないというふうに思います。清野委員からは前々の委員会から外国に対しても情報提供とか、そういったものをもっと努力していくべきじゃないかというご意見もいただいているところでございます。

他にこの取組等について資源のことでもよろしいですが、よろしいですか。

それでは、時間の関係もございますので、次の議題に移りたいと思います。次の議題でございますが、議題２で部会における取組について事務局より概要をご説明いたします。

○事務局（城崎）

それでは、私からご説明を差し上げます。本委員会には三つの部会が設置されてございます。日本海西と九州西、そして、日本海北とその三つの部会がございます。事務規程におきまして、それぞれの部会での調査審議の結果を本委員会で報告するとなっておりますので、ごく簡単に報告をしたいと思います。

まず、１枚紙の資料１をお手元にご用意いただきたいんですが、資料１の中には１から１７まで各課題が示されてございます。この資料１の１０番から１７番、ここの各課題につきまして、この広調委で担当しておりまして、このうち、１１番の日本海沖合ベニズワイガニと１２番の日本海西部・九州西海域マアジ、マサバ、マイワシが本委員会で担当しております。そして、それ以外のものについてはいずれかの部会でやっておるということになります。加えて、一番最後の１７番のクロマグロにつきましても、本委員会で担当しているという状況でございます。

昨日、開催されました日本海西部会では、１３番にありますアカガレイとズワイガニについて、資源状況と資源管理の取組状況について報告がなされております。その中では、漁業経営に配慮した資源管理の取組の必要性ですとか、資源管理に取り組む漁業者の経営を

支援する対策の充実、そのようなことが指摘があったところでございます。なお、日本海西部会におきましては、部会長についてこれまで平成 13 年の第 1 回の会議からご尽力いただいております吉岡委員から、橋本委員に部会長が変更になったことをご報告いたします。

また、昨日の午後に開催されております九州西部会では、14 番の有明海ガザミ、15 番の九州・山口北西海域トラフグ、16 番の南西諸島海域マチ類、この三つについて資源状況と資源管理の取組状況が報告されております。このうち、トラフグにつきましては資源状況が依然として悪いという、そういう認識の下でトラフグ資源の状況ですとか、漁業実態、そういうのを含めて今後の資源管理の方向性等について関係者間で共通認識を持つべきだろうと、また、生息環境を調査する必要性などについても問題提起があったところでございます。

そして、本日の本委員会の前に先立って午前中に開催されました日本海北部会では、10 番のマガレイとハタハタ、そして、初め冒頭で抜けておりました 1 番のスケトウダラ日本海北部系群についての資源状況ですとか、資源管理の取組の報告がなされております。その中では、海洋環境が生態に与えている影響の可能性について、特に漁業実態を交えた意見交換がなされたところでありました。また、ハタハタなどを念頭に、資源管理とマーケットの関係、そういうのも考慮すべきだろうと。今し方の本委員会の議論でもあったような議論が日本海北部会でもあった状況でございます。

以上、簡単ですけれども、部会での取組状況についてのご報告とさせていただきます。

○橋本会長

ありがとうございました。

ただいま、部会における取組について事務局から説明がございました。何か改めて質問とか、そういうものはございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので、次の議題 3 に進みたいと思います。議題 3 は太平洋くろまぐろ漁業の承認制に関する広域漁業調整委員会指示についてという議題でございます。こちらに入りたいと思います。

まず、太平洋クロマグロに関する資源状況あるいは国際情勢、そういったものについて水産庁資源管理部漁業調整課、神谷首席漁業交渉官より説明をお願いいたします。

○事務局（神谷）

水産庁漁業調整課の神谷でございます。資源状況について説明させていただきます。着

席の上、説明させていただきます。

太平洋クロマグロに関しましては、前回、3月13日の広域漁業調整委員会におきまして、事務局より現在の届出制を承認制に移行させていただきたいと、具体的な内容や手続につきましては関係漁業者の意見もお聞きした上で、今回の会議で提案してご審議いただくという方向性を提示いたしまして、了解を得て今日に至っておる次第でございます。前回の会議より8カ月が経過しております。その間、国際的に大きな会議が二つ起きておりますので、その経緯を先に説明させていただきたいと思います。

お手元の資料は5－1でございます。これを4枚めくっていただきますと、左側に2013年7月の科学委員会（ISC）による資源評価・助言というページがございます。今年7月にWCPFCの科学委員会がございまして、1月に発表された資源評価結果の再度の見直しを行っております。ここで白丸の三つの現状認識と黒い四角の二つの勧告がなされております。

具体的には親魚の資源量は過去最低水準付近まで低下していると。2012年における0歳魚の異常な低漁獲は加入、加入というのは0歳魚がどれだけ湧いたかという意味でございますが、これが非常に低下していることを示唆している可能性がある。つまり、加入が少なくなったところに漁獲が現状どおり継続すると親魚の量が減少し、過去最低水準を割り込む危険性が高くなるという認識が示されております。さらに具体的な勧告として、この危険性を軽減するためには漁獲死亡率、特に未成魚のさらなる削減が必要としております。

1月に公表された資源評価の折には、今ある漁獲の状態を継続すれば資源が上向く可能性もあるということでございましたが、今回の資源評価では未成魚の漁獲を削減しないと資源が悪化するというより厳しい勧告が出されております。未成魚の発生状況を迅速に把握するためにモニタリングの強化を強く推奨という、この二つの勧告が出されております。

これに基づきまして、今年9月に福岡でWCPFCの北委員会が開催されまして、具体的に来年1年、何をするかというのが審議されたわけでございます。お手元の資料の一番最初のページに戻っていただきたいのですが、タイトルに中西部太平洋まぐろ類委員会第9回北小委員会で合意された太平洋クロマグロ保存管理措置に関する提案とございます。これは、今の保存管理措置の和訳でございまして、さらに9月の会議で加筆修正された部分を合わせて書いてあるという構成になっております。

全部で13のパラグラフがございますが、一番大きな点といたしましてパラグラフ2がございます。ここは二つの段落から構成されておりますが、最初の段落は、加盟国は2014年に太平洋クロマグロを漁獲する自国漁船の総漁獲努力量、つまり、漁船の隻数や操業隻

日数というのがございますが、これを 2002 年から 2004 年の平均水準よりも低い水準に維持することを確保しないといけないということがございます。昨年までの措置にはここは零細漁業を除くという部分がありましたが、今回、零細漁業を除くという規定が除かれています。ですから、漁獲努力量に関しましては、全ての漁業に関して 2002 年から 2004 年の水準より増やさないように努めないといけないということが各国に義務づけられています。

二つ目の段落でございますが、これは漁獲量を規制する段落でございます。全ての未成魚、0 歳から 3 歳、30 キロ未満というのを新たに加えております、の漁獲を来年は 2002 年から 2004 年の平均水準よりも大きく減らす措置を含まなければならないと。大きく減らすという大きくとは一番下に脚注がございまして、少なくとも 15% 以上の削減をしないといけないということになっております。

ここで韓国を除く全ての国は韓国の除外規定、今まで韓国はこの規定の適用除外でありましたけれども、韓国の適用除外も除くということに合意いたしております。現在、韓国は除くことを受け入れるかどうかというのを検討中ございまして、今年 12 月にオーストラリアで年次会合がございまして、この際、韓国が立場を正式に表明するというになります。

第 3 パラグラフでございますが、これは ISC の勧告の 2 番目に加入状況をモニターすべしとございましたので、これを受けて全く新たに加わった措置でございます。各国は未成魚の加入状況、つまり、0 歳魚の発生状況をモニターしないといけないと。具体的に何を意味するかといいますと、未成魚がどれだけ漁獲されたかということを今までは年 1 回の報告であったのを、よりリアルタイムで把握できる体制を整えないといけないという点が加わっております。

パラグラフ 4 でございますが、パラグラフ 4、パラグラフ 5 は全て新しく加わっておりますが、4 と 5 は貿易に関する規定でございます。4 番につきましては、この保存管理措置を損なう太平洋クロマグロ及びその製品の商業的な流通を防止するために、各国は必要な措置をとるとございます。これの意図するところは現在、我が国はメキシコ及び韓国より相当量のクロマグロを輸入しておりますが、仮にこの措置に反して輸出されているようであれば、国内法に則って、しかるべき措置がとれるようなことを検討しなければならないということでございます。

5 番は漁獲証明制度の設立のために協力するとございます。具体的に申しますと、漁獲

されてから消費されるまでの経過を全て一連の証明文書を添付して流通させないといけないという点でございます

パラグラフ 9 に移りますけれども、北小委員会は来年の年次会合におきまして来年、科学委員会で出される太平洋クロマグロの資源状況及び管理勧告に基づいて、未成魚の漁獲の大幅な削減を含むさらなる措置を講じるという点が加わっております。これは来年 2 月に再度、科学委員会で資源評価が行われます。この結果を受けまして、WCPFC 北委員会で勧告に基づく思い切った削減を行わなければならないという点が義務づけられております。

以上がこの 8 カ月にございました国際情勢の変化でございます。

引き続き、承認の具体案について説明させていただきます。

○事務局（城崎）

それでは、私から沿岸クロマグロの承認制についてご説明いたします。

今の資料 5－1 を引き続きまして 6 枚ほど紙をめくっていただきますと、左側のところに（3）（4）ということで、（3）沿岸漁業の管理ということが書いてございます。よろしいでしょうか。

この沿岸漁業の管理というところで、右の方の現在の届出状況というところで各県別の届出件数が書いてございます。5 月現在では 1 万 3,000 隻余りの方々に登録をいただいているという状況でございます。そして、下の方、（4）番の方をご覧くださいと、一番左側の上に現在と書いてありまして、それから、矢印が下に向かいまして平成 26 年 4 月 1 日以降となっております。それが現在の届出制から来年 4 月 1 日以降は承認制に移行して、そして、隻数制限を導入する、そういう今の状況でございます。それによりまして右に書いてありますけれども、沿岸クロマグロ漁業の実態把握、これは先ほど県別の届出数があつたように、どういうところに漁業者がいるのかということ、あるいは水揚げの状況ですとか、そういう漁業実態の把握ができたことから一歩先に進みまして、管理体制の強化をするというのが承認制導入の一番大きな目的でございます。

続きまして、承認制の具体的な中身についてご説明したいと思います。資料 5－2 と、あと、横置きの資料 5－2－1 と 5－2－2 をお手元にご用意いただければというふうに思います。

まず、5－2 の 1 枚紙について概要のお話をしたいと思います。今回の委員会指示では二つの指示案文というのを本日、お示しをしております。2 番に枠組みということで白抜きの字で、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第三十七号というのがございます。そ

して、一番下、3番には現在の届出制との関係ということで、日本海・九州西広域漁業調整委員会第三十六号というものがございます。この二つの指示についてご説明をしてご審議いただきたいと思います。

まず、順番が逆になりますけれども、下の3番の第三十六号からご紹介をしたいと思います。まず、ご案内のとおり、本年12月31日までは昨年秋に出していただきました現在の届出制が有効期間となっております。先ほど冒頭に申し上げましたように、承認制は来年4月1日からになりますので、来年1月1日から3月31日までの間は引き続き届出制になるということでございます。そのために1月1日からの委員会指示が一つ必要になるという状況でございます。

ただし、今現在、委員会指示に基づきまして届出をされている方につきましては、第三十六号について改めて届出をしてもらいますと二度手間になりますので、そこにつきましては今現在、届出をされている方につきましては、第三十六号の届出は既に届出しているとみなすということで、二度手間をしないような措置をしてございます。それは資料5-2-1をお手元にご用意いただきたいんですけれども、1枚めくっていただきまして左端に5の特例ということが書いてございます。5の特例の(1)のところに委員会指示第三十二号、これは今現在、有効な委員会指示でありますけれども、この委員会指示を出されている方につきましては、第三十六号の届出をしているとみなすというような規定を設けているわけでございます。

1月1日からの届出につきましては、この特例以外に対象漁業ですとか届出の方法、また、漁獲実績報告書の体裁等々につきましては、現在の届出制の委員会指示と全て同様となっております。なお、現在、届出されていない方で、来年1月1日から3月31日までの間に新たに沿岸クロマグロを目的とした操業をしたいという方がいらっしゃる場合には、第三十六号の指示に基づいて届出をしてもらう必要があるということでございます。

次に、4月1日からの承認制本体の指示、こちらは5-2-2になります。指示第三十七号になりますけれども、これについてご説明をしていきたいと思います。

まず、1枚紙にありますとおり、操業期間は平成26年4月1日から12月31日までとなっております。そして、対象漁業でありますけれども、現在の届出制の対象となっている漁業、例えばひき縄ですとか釣りですとか、そのような自由漁業が中心になっておりますけれども、今回はこれに都道府県知事許可漁業等の一部も加えることとしております。

日本海・九州西広域漁業調整委員会の管轄区域には、クロマグロの漁獲が想定されます

漁業というものが各地に存在しております。これまで都道府県の方々とは、それぞれの漁業につきまして操業の実態ですとか漁業の管理体制の現状について精査をしてまいりました。その結果、広域漁業調整委員会指示による届出制で、沿岸クロマグロ漁業につきましては承認制に移行して隻数増大を防ぐと、そういう管理体制の強化を図るとしている一方で、隻数の管理ですとか、例えば漁獲実績の報告の徴収方法ですとか、そういうものが今回、目指しております承認制と同じ水準になっていないというふうに判断される都道府県が管理されている漁業などにつきましては、今回の承認制の対象にするとしております。

ほとんどの都道府県知事許可漁業や海区委員会の承認漁業、そういうものにつきましては、この承認制の対象外としておりますけれども、漁業者各自の操業実態に照らしましてご不明な点があれば、水産庁にお問い合わせいただければなと思っております。

そして、5-2-2を1枚めくっていただきますと、ちょうど真ん中あたりに別表というものを記載してございます。ここに北海道、青森県、沖縄県の3県の知事許可漁業ですとか、海区調整委員会の承認漁業について記載してございます。これらにつきましては今回の承認制の対象外であります。すなわち、管理体制が整備されているということで、対象外にしているものでありますけれども、関係する漁業者なりが多いということもあるものですから、今回の承認制の対象外であるということを明確にする必要があるということで、別表に掲げて記載しているものであります。

そしてまた、資料の1枚紙に戻っていただきたいんですけれども、(3)番の承認申請の時期でございます。こちらは制度導入の初年度ということもあり、十分な周知期間を設ける必要があるということから、12月1日から3月10日までを承認申請の期間としております。もちろん、3月10日までぎりぎりでも構わないんですけれども、ご準備ができている方につきましては、速やかな承認申請をお願いしたいと思っております。

続きまして、(4)番の承認に必要な書類等でございますけれども、これはこれまでの届出制による届出書と基本的な考え方に変更はございません。これまでの届出制では例えば漁協などを通じて一覧表で関係漁業者のお名前を列挙してもらい、通称、リスト方式と言っておりますけれども、その方式を今回も踏襲していきたいと思っております。

そして、(5)番の承認証の交付でございます。ここは今回の承認制導入に際しまして新たに設けた部分でございます。今回の承認制では承認された方々には承認証の交付を予定しております。しかしながら、例えば船名ですとか、申請書に記載された事項がおいおい変更になった場合には様式を別途定めておりますけれども、変更承認申請書というもの

のご提出をお願いしたいと思っております。そして、（５）の③にありますように今回の承認制では承継の仕組みというのを設けてございます。これにつきましては承認期間中に承継をする場合には、これも別途、様式を定めておりますけれども、既に承認を持っている方の廃業届、そういう書類を添えて改めて承認申請をしてもらいたいと思っております。

そして、（６）の漁獲実績報告書につきましては、基本的にこれまで届出制でお願いしております様式に変更はございません。この漁獲実績報告書につきましては、届出制の導入当初から漁業者の方々にはいろいろなお手数をおかけしているところでありまして、これらのデータといいますのは、太平洋クロマグロの資源状況の分析にぜひとも必要な情報でございますので、何卒、引き続きご理解とご協力をお願いしたいと思っております。

そして、（７）番の承認申請あるいは変更承認申請、そして、漁獲実績報告書の提出先でございますけれども、これも現在の届出制と同様でございます、基本的には申請者のお住まいの都道府県に応じて各漁調、新潟になるのか、境港か、それか九州かわかりませんが、お住まいの住所に応じて提出先は変わるということでございます。

そして、（８）番の指示の有効期間でありますけれども、平成 25 年 12 月 1 日から平成 27 年 1 月 31 日までというふうにしております。先ほど 2 の（４）のところで操業期間が 4 月 1 日から 12 月 31 日までというふうにしておりますけれども、例えば 12 月 31 日の操業が終わった後に漁獲実績報告書を取りまとめて提出するまで、その期間の時間が要るだろうということで、その間をおおむね 1 カ月と見ております。その関係から委員会指示の有効期間としましては、平成 27 年 1 月 31 日までとしております。

以上が現在、検討しております沿岸クロマグロ漁業の承認制についての概要説明でございます。

以上です。

○橋本会長

ありがとうございました。太平洋クロマグロについて資源状況、国際情勢について、それに引き続いて今回、提案される承認制についての説明でございました。

大変長い説明が終わりましたが、何かご質問、ご意見等があれば、この機会に承りたいと思います。

○小田委員

届出制から承認制に移行するということはよくわかります。趣旨もわかりますが、新潟

県では定置網はたくさん獲りますけれど、マグロはえ縄の隻数は少ないです。それで、マグロはえ縄でもひき縄でも、それで営もうとしている船はないんです。ただし、最近、日本海にもサワラとかが来て、それを利用したりして生計を立てて営んでいる船が余計出てきたわけです。

それで、マグロの届出もしていないけれども、これから承認制になるわけですが、そういうマグロ目的じゃなくても、たまに10日に1回か2回、1本か2本、3キロぐらいから5キロぐらいのが獲れるときもあるんです、私もそれをやっていますから。本当に10日に1回もあるかないかだな。そういう人たちも承認、私は届出をしていますけれども、承認をしなければならないのか、そこらはどういうものなんですか。完全にそれは営んでいないんだと、ただ、まぐれに10日か15日の間に1本か2本釣れるんだと、そういうことなので、そういう船でも承認を受けなければならないのか。そこらのところを聞かせていただきたい。

○加藤室長

今回の承認制は現在、届出をしている人はもちろんクロマグロを目的としてやられているということなので、引き続き承認の申請をしていただきたいと思います。それから、今、お話のあったほとんど混獲につきましては、それぞれどの程度というのはなかなかはっきりしたものはありませんけれども、混獲程度については承認の必要はないと考えておりますが、ただ、周りの漁業、要するに承認を取っている方とのバランスがあると思いますので、こういう場合はどうなんだろうかということがあったら、我々の方に事務的にご相談いただければありがたいと思います。

日本全国各地、いろんな状況があると思いますので、基本的にはクロマグロを目的として獲る釣り、はえ縄、刺し網であれば、承認を取っていただき、実際に我々としてはそのデータを収集して、資源の評価に結びつけることをしたいと思っています。

○小田委員

よくわかりました。私は全然やっていないけれども、届出はしているんですけれども、そういう船が余計あるけれども、最近、ブリを釣ってでもたまに揚がる、私は本業が漁師ですから40年もしていますけれども、遊漁船とかそういう人たち、釣り客、たまに揚がってもそういうことはいいわけですか。遊漁船が釣り客を乗せて例えば粟島沖とか佐渡沖に行ったらマグロがいたよだから行こうと言って、その釣り船も承認しなければならないのか、そういうのはいいのか聞かせてください。

○加藤室長

遊魚船につきましては、今回の対象は漁業ですから遊魚は対象にはなりません。ただ、これまで各地域で説明会を開催した際に遊魚についての取り扱い、情報の把握はどうするんだとのご意見が各地で出ましたので、現在は実際に遊魚でクロマグロがどの程度、獲られているのかについては、各都道府県を対象に調査を開始をしております。その状況を見ながら遊魚によるデータの把握をどうしたらいいか、別途、検討を進めているところです。

○小田委員

よくわかりました。どうもありがとうございます。

○橋本会長

ありがとうございました。

他に本件について何かご質問でもご意見でも構いませんが、では、森協委員。

○森協委員

クロマグロの資源保護ということで、沿岸においても届出から承認になるという説明だったと思いますが、まず、沿岸のクロマグロの業種を教えてくださいのとどれが対象になるか、先ほどいろいろ議論がございましたが、どの業種が対象になるかということをお教え願いたいのと、それから、私どもは大中型のまき網をやっているんですが、既にクロマグロにおきましては幼魚、それから、成魚についても資源管理を行っているわけなんですね。今後、沿岸についても資源管理ということがなされてくると思うんですが、なかなか難しいという話は聞くんですが、どういうふうな資源管理をされていくのかというイメージがあったら、お聞かせ願いたいんですけれども。

○加藤室長

まず、対象の漁業種類ですが、かなりの多くの部分がひき縄あるいは釣りになるかと思っています。これが今現在、届出をいただいている自由漁業の部分です。今後の日本全体の資源管理につきましては、今後の資源管理の目標によって検討していくということになるかと思っています。現時点で明確にここでお話しできるようなことは、まだ、整理をされていないと思っております。

○森協委員

はえ縄とか定置というのはどうでしょうか。

○加藤室長

定置につきましても、前回、クロマグロの全国会議を開催をして、皆さんにいろいろな

情報をお話したところですが、現在のクロマグロの資源状況は非常に厳しいということで、日本全体で資源管理に取り組まなければいけないというように考えております。ですから、定置も含めてやっていくということだと思っております。今の定置につきましては2010年にクロマグロを目的とする免許については抑制をするということで、これ以上、増えないように措置をとっています。一方で、どれだけ定置で獲れたかにつきましては各都道府県にお願いをして、今、データを収集をしている状況ですので、どういう時期にどういうサイズのものがどれだけ獲れるかを基本にして、今後、どのような管理をしていくかを検討していくことを考えています。

○橋本会長

よろしいですか。

○森脇委員

もやっとしています。

○加藤室長

すみません、追加で資料としてお配りしている5-1というのがありますが、それを1枚めくっていただきますと、日本の漁業種類別太平洋クロマグロ漁獲量というのが1952年からございます。このデータの中で先ほど言いましたひき縄と釣りがあると思いますが、その部分がこれまでは自由漁業となっていたのを届出、今回は承認というような形にしたいということでございます。

○橋本会長

よろしいですか。

○森脇委員

確認ですけれども、パラグラフ2において資源管理においても零細漁業は除くということになっておりますので、これは全体でやっていかないと、漁獲の削減量を大中型にだけ押しつけていただきたくないという思いで言っておるわけです。

○加藤室長

零細を除くということがあって、今回、届出ではなく承認で、上限隻数で管理をしていくことにしたわけでございます。また、どういう形で日本全体で削減していくかということについては、今後の検討と考えております。

○橋本会長

よろしいでしょうか。

それでは、志幸委員。

○志幸委員

私はこの委員会に参加させていただいて、3月に届出制から承認制になるということについて、私はこの会議で皆さんの報告その他、どういう意見があったかということを経済委員会で報告するわけでございます。そして、今回、来るときに対しても私は委員として、また、石川県の海区調整委員として数カ月、この問題に取り組んできたわけでございます。石川県の浜の声、それから、届出制から承認制になるんだよということで、偶然にも今年、また、石川県では1キロから5キロからぐらいの幼魚、私たちがメジというマグロが来ているんです。小さな船が釣りをやって収入を得ているんですよ、偶然にも。

それで、定置網、それから、大型まき網、皆さん、今、ご存知やと思いますけれども、天下の輪島丸さんもおられますし、蛸島丸さんもおられます。今、事務員も来ておりますけれども、事務員もしょっちゅう、そういうまき網の方々との話し合いとか、こういう承認制になるよとか、そういうものもお話しながら向こうの浜の声も聞いております。

それで、今回、10月の海区委員会で私は最終的にまとめてきたんですけれども、石川県の委員会は承認制になるということは大賛成、皆さん、反対意見は全然ありませんでした。それで、私は余りこういうものを読み上げたくないんですけれども、職員がこれを読んでくださいということで皆さんの意見が入っています。読み上げます。

太平洋マグロ漁業の承認制に関する広域漁業調整委員会指示について。

今し方、事務局からご説明がありましたが、昨今の新聞報道にもありますとおり、近々の太平洋クロマグロの親の量は過去最低水準に近い状況にまで下がっており、さらに幼魚の量も減少傾向にあります。今後、成魚とともに漁獲尾数の98%を占める未成魚の漁獲を規制して資源の回復を図っていくとのことで、クロマグロの資源状況は大変深刻な状況になっていると改めて認識いたしました。ですから、我が国が率先して関係者一丸となってクロマグロの資源回復に取り組んでいく必要があると思いますし、沿岸漁業者としてはその一端を成す者として、提案のございました広域漁業調整委員会指示に基づく承認制において隻数管理のもと、適正な操業に努めていく所存であります。

石川県はこういうような価値観でございます。

一方で、沖合の大中型まき網漁業については、既に未成魚及び成魚の漁獲量制限に取り組まれていることですが、やはり、現状においてクロマグロ総漁獲量の半分以上を占めているという実情を踏まえまして、規制対象となる海域や制限量については今まで以上のこ

検討をいただき、より効果的な資源管理措置をとるようにご配慮を願いますと、これは水産庁の皆さんに対してです。また、今月の7月上旬には築地市場で養殖マグロとの競合により、大中型まき網で漁獲された20キロから30キロ台の生のクロマグロの買い残りが出るなど、需要と供給のミスマッチが生じたという状況もきております。

クロマグロ資源の減少が深刻にもかかわらず、大量漁獲により水揚げが需要と無関係に先行してしまうと、卸値がキロ500円から600円にまで下がるという矛盾が生じているということでございます。本県の定置網ではクロマグロをきちっと血抜き処理し、冷やし込み、それから、大中型まき網でもブリなどは活け締めをして出荷することで単価アップを図るといった工夫もしている漁業者もいる中で、一網打尽に漁獲して取り扱いが不十分な状況で水揚げするような形態は問題かと、現在、委員会の中では思われておるわけでございます。浜の声でもそういうようなことで、今、石川県では思われておるわけでございます。

そういう中で、今、承認制になるということに対して、石川県の委員会の皆さんは本当に大賛成で水産庁に頑張ってもらいたいということでございます。それも、そういうことの中で一番の問題は結局、今、新潟の方も言われたひきなわの小さな船、その人らも今までは漁獲構わず、値段構わず、みんな、漁獲しておったんですよ。委員の中とか浜の声ではこういう問題まで承認制を超えて1日何本とか、値段の安定した、数を釣るんじゃなくして、お金を釣りに行くんだという気持ちの中で水産庁は管理してくれんかなという声が多々ありました。こういう1キロから3キロのやつは釣れるときはものすごく釣れる。タンクいっぱい、40キロ、80キロと一人で釣るんですよ。そうすると今まで300円も500円もしておったものが、30円、50円に浜で下がるんですよ。

そういうものが現状なんですよ。それが浜ですよ。だから、定置の方々もそうなんですけれども、定置の方々の意見も石川県は聞いていました。そういうことで、値段の安定というような方向に価値観を変えていく必要があるんだなということで、水産庁の方々にはこれをもう少し漁獲制限ということまでも進んでいただいて、やっていっていただきたいなということは、石川県委員会の要請でございますので、よろしくご指導をお願いいたします。

以上です。

○橋本会長

ありがとうございました。

志幸委員が全ての何かまとめをしていただいたような気もするんですが、他にこの太平洋クロマグロの承認制移行というのも含めて、何かご意見はございますでしょうか。

○志幸委員

余り橋本会長が褒められましたから、さっきの説明に私はついていけなかったんです、この書類、今の説明の。どこへ行ってもなかなか私は鈍い方ですから、これは5－2とか5－1とか、そういう書き方じゃなくてページ数を入れていただきたいなと思うんですよ。事務的な仕事でございますけれども、ひとつよろしくお願ひしたいなと。こういう事務手続その他については、事務局も同席していますので私は余り頭の中に入れませんでしたが、よろしく今後お願いいたします。

以上です。

○橋本会長

ありがとうございます。

それでは、加藤委員、どうぞ。

○加藤委員

資料5－2－2の委員会指示（案）を見ているんですけれども、2の操業の承認とありますけれども、ここには操業の承認を受けなければならないという規定がありますね。3には承認をしたときはという規定があるんですね。問題はどういう時に承認をするかという規定がないんですけれども、これは基本的には必要書類を添付して申請をすれば例外なく承認をするという意味なのか、承認をするかどうかについて、広域漁業調整委員会の方に裁量権があるのかどうかということが非常に不明確なんですね。それでいいのかなという疑問点が一つ。

それから、違反には承認取り消しというペナルティがあるんですけれども、それ以外のペナルティがないようなんです。さらに言うと、未承認操業に対するペナルティはどうなるのかなという問題、あと、おまけにもう一つ、承認取り消し者は次年度もまた無条件に承認を受けられるのかと。

私がざっと見る限りは申請があれば裁量権なしで全部、承認をしなければいけないように見えますし、違反には承認取り消し以外にペナルティがないように見えますし、未承認操業についても果たしてどういうふうなペナルティを科するのかなという疑問がありますし、どうも、一旦、取り消されても次年度は申請できるような感じがしますし、申請されればどうしようもないのかなという規定のように読めるんですが、非常に水を差すようで

申し訳ないんですが、そうすると届出制と承認制の実質的な違いはどこにあるのだろうかというような疑問も出てくるんですね。この点はいかがなんでしょうか。

○加藤室長

まず、承認の基準ということだと思いますが、今回はこれまで操業する予定があれば届出ということで、五月雨式に届出ればできるというようなものを今回はもうワンステップ上げて、承認で全体の隻数を管理をしていく第一段階なので、結論を申し上げますときちんと書類を整えて各組合、都道府県が確認した上で、申請書を提出していただいたものについては全て承認をいたします。承認行為ということだけで特に他の規制を今回の海区承認ではかけておりませんので、違反といいますか、命令に従わないとき、漁業法に反したときに承認を取り消すということしかペナルティはございません。

それから、未承認船で例えばクロマグロを目的として操業している船があった場合は承認を取るよう指導します。その承認の取り方としては期間内であれば承継をするという方法もございますし、また、次年度以降については承認を出すというやり方もあるかと思えます。要するに直ちに罰するという規定はこの中にはないということでご理解いただければと思います。また、そのようにペナルティ、違反を受けた船を次年度にどう承認するかということ、隻数の上限をどうするかにつきましては、今後の承認の申請状況等を十分見た上で、来年度までの間に検討したいと考えております。

○加藤委員

何かいろいろ課題があるようですね、よろしくお願いします。

○橋本会長

ありがとうございます。

ほかに何かご質問、ご意見は。清野委員、どうぞ。

○清野委員

言わずもがなかかもしれないですけども、こういったクロマグロの管理はサイエンスベースというか、科学的ないろんな調査を水研の方でされていると思いますので、それに応じてさっきの承認とか、そういうものもご判断されるという認識でよろしいでしょうか。また、逆にそういうモニタリングしながらいろんな水温とか、資源の状況によってある程度、アダプティブに今の状況だとこの海域を重点的に保護するとか、この時期はこの漁法にご協力いただくとか、そのあたりの余りこまめにやるのはお互いに大変だと思うんですけども、どのくらい、そういったマグロの生活史との関係というのはなさるご予定でし

ようか。

○橋本会長

清野委員からは今後の管理措置について、そういった科学的な知見というものとどうリンクさせて動かしていくかということだと思いますけれども。

○清野委員

もう少しわかりやすく言うと、産卵のために集中する海域があるので、その時期のその海域については遠慮していただいて、でも、何かで逆に協力いただいた分を割り当てるとか、そういったプログラミングが可能かどうかなんですけれども、すぐには無理とは思いますが、方向性だけでも教えてください。そうでないと多分、ただの人間的な利害調整だけだとなかなか納得いかないという話もあるので、まだ、魚の都合の方が我慢しやすいというのもお声をいただいておりますので。

○加藤室長

まず、資源の調査・評価でございますけれども、資料5－1にありますISCの方で、国際的な資源評価機関で各国の研究者、科学者がデータを持ち寄って、評価をしております。ただ、データとしては日本が一番持っておりますので、日本の研究レベルが一番高いと思っております。ただ、実際には、太平洋クロマグロの生態そのものについてはわかっていないことが非常に多くありますし、その年々によってどのような加入がいつ起こったかというのが非常にわからない部分があります。

そういう点からいいましても、我々としてはまずはデータをきっちり把握をして、次の年の資源がどう変わっていくかを早目に判断するということを第一歩と考えておりまして、今回の承認制に基づきます漁獲データもできるだけ早く集計できることが基礎だと考えております。産卵域についても研究者が研究を進めております。

○橋本会長

ありがとうございました。

森脇委員、どうぞ。

○森脇委員

先ほど清野委員のマグロの産卵場所のことですが、どこをターゲットに言っておられるかわかりませんが、先ほど11月13日に境港で漁海況連絡会議というのがございまして、稚魚調査の結果をそこで発表されたんです。そうしたら、産卵場は確かに能登半島の近辺にもあるが、南西諸島の方が10倍ぐらい稚魚が多いんですね。ほとんどそこで取れていな

い、ネットを引いてやってみただけでも、ほとんど取れていないということもございまして、もし日本海の漁場をターゲットに言われたなら、的が外れているなというふうに思います。

○清野委員

そういうことも含めて、まだ、わかっていないこともあると思うんですけれども、科学的な調査でその年々にいろんなデータの変動があつて、それで、水研が解析されるのに時間はかかると思うんですけれども、ただ、かなり利害調整に皆さんご協力いただくので早いフィードバックという、その調査結果をどうプログラムするかというのを努力されていると思うんですけれども、一層進めていただけたらと思っております。かつ可能であれば、今後、トレーサビリティーみたいなものとか、あるいはマグロを購入された方のご協力によって、もうちょっと生物学的データが漁獲されたものからとれるようであれば、水研や水試でやっていらっしゃる稚魚調査だけではなくて、もっとクロマグロの生物学的データの取得の協力を、ほかの水産の現場でもできることがないかという話もありますので、消費者というか、流通も含めて総力を挙げてデータの精度とプログラミングに貢献できるような社会体制をとっていただけたらと思います。

以上です。

○橋本会長

ありがとうございました。なかなか重要な意見だと思いますが、太平洋クロマグロについてもまだ生態的にもわからない点が多いし、今後、こういった小さな漁業も含めた承認制を敷くことによって、まず、漁獲データのかなり緻密なデータも集約されていくと、それ以外の科学的なデータあるいは消費流通からのデータ、そういったものがみんな複合的に組み合った形で、この魚種の管理の役に立っていくということが、これからとしては必要になってくるのではないかと思います。

ほかにご意見はございますか、大分、時間が来たようですが、安成委員。

○安成委員

今の会長のお話でまとまっていると思うんですけれども、そのときに一つだけ付け加えてほしいと思うのは海外の状況だと思うんですね。この2枚目ですか、太平洋クロマグロの国別漁法別の漁獲状況で、これを見ますとメキシコがすごく増えている、日本を追随しているような大きさになっているのと、その辺のことで考えるとメキシコは蓄養が盛んな状況があるのではないかと、スポーツフィッシングが盛んで環境寄りの学者も結構多

いとか、そういうような状況があるかもしれないので、海外の状況をわかる範囲であったら教えていただきたいと思います。

○事務局（神谷）

私から説明いたします。確かに 2012 年、メキシコは太平洋クロマグロの漁獲に関しては最大の国になっております。これはメキシコの漁獲の増大と日本の漁獲の落ち込みという双方の効果があります。一方で、メキシコは IATTC の加盟国でございまして、2012 年と 2013 年の 2 年間で漁獲の総量が 1 万トンか 1 万 1,000 トンかなんですが、超えてはいけないという 2 年間のブロッククォーターの保存管理措置が決まっております。従いまして、自動的に今年の漁獲というのは 3,400 トンまでしかできないということになります。また、来年以降も IATTC の決定にはなりますけれども、来年 2 月に ISC で資源評価が行われます。ここで大幅な削減というものが勧告されれば、その削減幅に応じたプローラ型の漁獲枠の削減になろうかと思います。

韓国に関しましては、今、漁獲量の直接的な規制は適用除外になっております。そういったものもありますので、何とか韓国を枠にはめるべく、鋭意、努力しておるところでございまして、こちらにも実は漁獲が余りなく、2013 年の漁獲は推計ではございますけれども、600 トンもいっていないだろうと思われまして。推計の根拠は、韓国で取られたクロマグロというのは全てまき網で取られて釜山の魚市場に水揚げされて、その 90%が福岡もしくは下関の魚市場に揚げられますので、それから類推いたしますと、韓国の漁獲は 600 トンをいっていないだろうなと思われまして。

それぞれの漁獲の状況でございますけれども、この資料の 4 枚目、太平洋クロマグロの未成魚の漁獲状況（詳細）とございます。これの左側に円グラフがございまして、0 歳魚と 1 歳魚の緑色の部分が尾数ベースで換算した韓国のまき網の漁獲でございます。一方で、2 歳魚、3 歳魚の下ブルーの部分が尾数ベースで換算しました、2 歳魚及び 3 歳魚に占めるメキシコの漁獲の比率でございます。メキシコの場合は主に 2 歳魚、3 歳魚を漁獲いたしまして畜養の後に日本に輸出しております。韓国は漁獲したら直ちに日本に輸出という状況になっております。

以上です。

○橋本会長

ありがとうございました。

他に何かご意見はございますでしょうか。清野委員、どうぞ。

○清野委員

ちょうど韓国の話も出てまいりましたので、今、ご報告いただきましたように、かなり韓国の方自体も厳しい状況にあると思いますし、いろいろ、水産庁の方で交渉されているだけではなくて向こうの消費者だとか、あるいは世論の方もこのままだと東シナ海も共倒れするという認識が漁村とか漁業の現場でも始まっております。今後、漁業上の交渉だけではなくて、特にこういったさっきのクロマグロの産卵が南西諸島沖だとか、あるいはその海域でさまざまな国の漁船が輻輳して集中して取っていることから、来年度にいろいろ生物多様性に関する会議だとか、あるいは国際的に東シナ海域が乱獲の海であるということが国際的に心配されるようになって、そういった国際的なウオッチも入ってくる中で、日本は比較的良好に努力するようになって、そうでない国をリーダーシップをとって協力していくという、そういう方向性にだんだん水産庁のご努力でなってきたんだと思います。

来年は東シナ海の海洋保護区の話はいずれにしても出てくると思います。この委員会はもちろん、そういう漁獲制限とか、生物のコントロールの話だと思いますけれども、一方で今日の議論でも保護区というのは既に水産資源の保護のために各魚種で対応されていると思います。ですから、さっきのマグロの生活史の中で重要な海域は日本もこれだけ身を切っている分、本当にそういう科学的知見に基づいて日本もやる分、ほかの国もその海域についてはかなり遠慮しながら取っていただくということと、個別のまぐろだけとかいうのではなくて、午前中にも1種だけじゃなくて、もうちょっと生態系として考えるというお話もありましたので、複合的にその海域が重要な海域である場合には水産庁だけではなくて、生態系としても重要な海域だということを早目にそういう利害調整だけじゃない枠組みで合意をとって、保護を特に海外に要請していくということだろうと思います。

ですから、もちろん、国内の今日ご参加の方々のいろんなご協力とか、あるいは関係する利害調整はありますけれども、それをやることによってもっと大きく影響する方々に主張する立場というのができてくると思いますので、そのあたり、かなりこしばらく海洋環境に関する大きな会議がありますので、いろんな点から提案していくということだろうと思います。水産庁さんのここ数年の努力というのは、非常に国際的にも評価されていると思いますので、そういう関係の業界も含めて、このようなステップで日本と共に歩みましょうというのを、そういう生物多様性とか環境関係の会議でもどんどん主張していただければと思います。

以上です。

○橋本会長

ありがとうございました。

この太平洋クロマグロについても国際的に非常に重要な魚種ということで、日本はこれまで以上に利用もしている国として、これまで以上に率先して管理の枠組みをつくり、かつ、それを対外的にもどんどん機会を捉えて発信していくということがますます必要になってくるのではないかと。清野委員もそういった国際的な会議にこれからも出られると思いますので、そういった場所でも機会を捉えて、ぜひ、発信をお願いしたいと思います。

時間も来ましたが、そろそろクロマグロについてはよろしいでしょうか。

それでは、提案がございました太平洋クロマグロの承認制への移行でございますが、本委員会として日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第三十六号と第三十七号という形で提案がございましたが、原案どおり、これを発動するということにしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

ありがとうございます。

なお、今後の事務手続上については部分的な文言の修正、字句の修正等があった場合には、会長に一任していただいてよろしいでしょうか。

（「はい」という声あり）

ありがとうございます。

それでは、事務局はこの委員会の2本の委員会指示についての事務手続を進めていただくようお願いいたします。

それでは、大分、議論も長くなりましたので、15分の休憩をとることとして、14分ぐらいになりますか、3時半からまた議題を再開したいというふうに思います。それでは、休憩をお願いいたします。

（休憩）

○橋本会長

それでは、皆さん、おそろいですので委員会を再開いたしたいと思います。

次の議題に移りたいと思います。議題（4）はブリ及びカタクチイワシの資源管理についてということでございます。本件は前回の広域漁業調整委員会から引き続いての検討課題となっております。

それでは、資料6を使いまして事務局より説明をお願いいたしたいと思います。

○事務局（猪又）

水産庁管理の猪又でございます。引き続きよろしくお願いいたします。それでは、資料 6－1 をもってご説明させていただきます。座って失礼します。

横長両面カラー刷り資料 6－1、ブリの資源・漁業及び資源管理について（その 2）という資料でございます。その 2 と申しましたのは覚えていらっしゃる方がいらっしゃると思うんですけれども、今年 3 月に一当たりご説明いたしております。今回はその続きという位置づけでございます。

1 枚めくっていただきますと、この資料の基本的な構成をお示ししてございます。まず、これまでの検討の経緯・今後の予定をお示した後に、資源評価が新しくされておりますので、その更新の結果をご説明いたします。それから、今年の夏に各都道府県にアンケートを行いましたので、その結果の概要についてもご紹介いたします。そして、資源管理の現状につきまして全体像をお示した後に、今後の方向性ということで事務局から案をお示しますので、ご議論いただければというふうに考えております。

3 ページでございます。これまでの検討の経緯・今後の予定、ご承知の方は多いかと思っておりますけれども、TAC 魚種の拡大については引き続き検討の課題となっております。そういった意味で、去年 11 月、水産政策審議会の方で議論をいたしましたけれども、現在では追加の必要性は低いということになりましたけれども、引き続き検討するということになっております。そういった意味では、ブリ及びカタクチイワシもまだまだ議論の俎上にのっているという状況がございます。そういった議論を受けまして、今年 2 月、3 月、それぞれの広域漁業調整委員会におきましてブリの資源状況、漁業実態及び資源管理について説明いたしまして、その管理のあり方について議論を開始したところでございます。

また、今年の夏でございますが、関係都道府県にアンケートをいたしまして情報と意見を聴取いたしました。と申しますのも、ブリ、それから、次のカタクチイワシもそうですが、沿岸漁業の割合が高うございます。そういった意味では、私どもも知らない情報などがあるかもしれないということもありまして、関係各県に文書でお願いをしたところでございます。そして、アンダーラインがありますこの 11 月、本日の会合を含めまして各広調委におきまして、ブリの資源管理に関する今後の方向性というものの議論をお願いしております。既に太平洋及び瀬戸内海広調委につきましては、議論が終了しているところでございます。そうしますと、その検討状況をまた水産政策審議会に報告しまして、もしできればこの問題につきまして検討を継続していただければというふうに考えております。

そうしますと4ページ以降にということで資源評価の更新、前回と比べて変わったところだけをかいつまんでご説明いたしますと、この資料の作成につきましては水産総合研究センターのご協力をいただいております。1950年代から歴史的な漁獲の動向ということをここにお示ししておりますけれども、近年の管理は非常に良好で、歴史的にも最も高い資源水準にあるということで変わりはございません。ただし、直近の2012年は前年に比べて減っておりますので、今後の動向を注視する必要があるかというふうに思っております。それから、委員のご指摘もございましたので、一番上には黒いところが韓国の漁獲でございます。ご覧になっていただきますとわかりますとおり、ブリに関しましては日本の漁獲が大宗を占めているといったことがおわかりになるかと思います。

それから、次のページ、5ページ、資源評価の更新、これにつきましても一番上の部分がポイントですけれども、25年の資源評価におきましても前年と同じ高位水準、増加傾向というのが維持されております。それから、この資源動向でございますが、非常に良好な海洋環境に支えられているということがございますので、海洋環境も含めて考えていかなければいけないということがポイントでございます。

そうしますと駆け足になって恐縮ですが、6ページにまいりまして都道府県に対しまして行いましたアンケートの内容についてご紹介をいたします。さまざまな議論、問題点がございますので、関係都道府県に対しまして特にブリの漁業及び漁業管理に関する有用な情報があるかどうかということが①でございます。そして、それを踏まえましてブリの今後の管理のあり方について、また、意見というものをお願いしたところでございます。幸いにもほぼ全ての都道府県から回答をいただきましたところでございます。後からそのポイントをかいつまんでご説明いたしますけれども、今回のアンケートの回答ぶりというのは各県の自由裁量にお任せした部分がございまして、どの問いについて賛成が何件あったとか、反対が何件あったとか、そういったことは残念ながら統計をとることはできませんでした。この点につきましては今後の課題かと考えております。

そうしますと結果概要につきまして7ページ以降にまとめてございます。まず、現行の管理措置、現行の管理の取組についてお話をお聞きしましたところ、それぞれの海区あるいは県によって対応状況が非常に異なるということがわかりました。すなわち、県の指針においてブリを漁獲する漁業種についてしかるべき措置を設けているという県から、実際に別の県では混獲される程度であり、特段の管理を行っていないといったところまでございます。これはブリの分布が基本的に北の方にも広がっておりまして、過去に漁獲がなか

った地域でも漁獲がなされているといったことも関係するのかなと思います。

また、漁業種類、漁法に関しましても、さまざまな管理措置が行われているということが報告されたところでございます。定置網あるいはまき網、それから、刺し網、一本釣り等、それぞれの漁種につきまして、それぞれの措置が実施されているということでございます。

それから、三つ目のポイントでございますが、ブリにつきましては養殖用のモジャコから利用されております。そういった意味では、稚魚であるモジャコの採捕についても管理がなされているというポイントがでございます。

8 ページ目でございます。これ以降は管理に関する意見の部分でございますが、まず、一般的な意見といたしましては、上からいきますけれども、必要に応じて広域的な資源管理を実施すべきというものから、現時点では特段の管理の必要性は低いといったもので、非常に異なった意見が出されました。それから、中段でございますけれども、年によって漁獲量と漁獲年齢組成が大きく変動するといった情報集や資源調査・評価の必要性も、あわせて指摘されたところでございます。それから、繰り返しになりますけれども、ブリにつきましてはモジャコから利用されておりますので、モジャコも含めた管理あるいは養殖業との関係、そういったものもあります。非常に幅広い関係者が存在するということも踏まえて、考えなければいけないという指摘がなされたところでございます。

9 ページ目でございますけれども、特に具体的に意見をお聞きしたのが県をまたいだ管理のあり方についてということにつきましても、国の主導のもと、関係県が連携すべきという県もございましたし、一方で、各地域の特性に応じた管理が必要であるという意見もございました。いずれにしても、各漁業種・地域ごとに公平感を持ってもらえるような措置が必要ではないかという意見もございましたので、各地域・各漁業の特性を踏まえながらも、広域的な管理を行う必要性については、おおむね認識があるのかなと考えた次第です。

それから、ブリの漁獲の約4割が定置網によって漁獲されているという統計がございますので、定置網についての意見をお聞きしたところでございますけれども、ブリを多く漁獲する定置網につきましては、ここに三つございますけれども、技術的な問題点も存在するということが指摘されたところでございます。

最後、10 ページでございますけれども、さらに資源状況が悪化した際の管理のあり方、管理の方途についてお聞きしましたところ、まず、資源状態の良いときから管理を行うべ

き、あるいは資源が悪くなった場合、必要な措置について関係県、漁業団体で協議をすべき、そういった意見がありまして、総論といたしましては資源が悪化した際には、何らかの対策を講じる必要性が認識されていると考えます。ただし、真ん中にございますとおり、具体的な措置につきましてはさまざまな意見が出されたところでして、一つの方向に集約があるわけではございません。

それから、一番最後の部分ですが、漁業量の管理、すなわち、数量管理に関します意見でございますが、これについても TAC の導入については現時点では関係者、関係県で意見が非常に分かれているという状況でございます。

以上、非常に駆け足でございますが、こういったアンケートの結果が出されたところでございます、11 ページでございます。これは前回の資料でもお示ししましたものを補足として再掲いたしております。現在のブリの資源管理の現状でございますけれども、まず、初めの丸にございますとおり、国の資源管理指針におきましては、ブリの資源管理について特段の定めは現在ではございません。一方、都道府県におきましてはブリを魚種別の資源管理の対象としている県、あるいはブリを漁獲する漁業種に関しまして、資源管理の何らかの措置を講じているといった県がここにございますとおり、たくさんございます。これが補足として全体像でございます。

そうしますと一番最後のページ、12 ページでございますが、今回、全てを決めるというよりは、今後の方向性についてご議論いただきたいというふうに考えておりますけれども、事務局が作成しました方向性（案）でございます。

まず、第 1 にブリが全国各地で漁獲され、漁獲量も多いということを踏まえますと、国の資源管理指針において今後の取組の方向性を一般的な形であれ、示すということが望ましいのではないかと考えます。これが第 1 点目でございます。

同時に第 2 点目でございますが、ブリが当歳魚から成魚まで満遍なく多様な漁業で漁獲されているということを踏まえますと、各地域・各漁業種類の実態とその管理取組の状況が十分に勘案されるべきといったこともございます。

そうしますと、今後も海洋環境や漁獲の動向等をモニタリングした上で、各地域・漁業の管理といった情報を共有しながら、ブリの資源管理について定期的に議論を行っていくことが必要ではないかと考える次第でございます。

これらの点を踏まえますと、今後ともそれぞれの広域漁業調整委員会を通じてブリの管理につきまして検討を継続し、必要に応じ、水産政策審議会等に報告していくべきではな

いかといったことが事務局の案でございますが、ご意見を賜りたいと思います。

ブリについてはとりあえず以上ですが、引き続きカタクチイワシにいてよろしいでしょうか。そうしますと、同じ資料で資料6－2がございます。一当たりご説明した上でご意見を賜りたいと思いますので、カタクチイワシにつきましても先にご説明させていただきます。

カタクチイワシの資源・漁業及び資源管理について（その2）、基本的な体裁は同じでございます。ですので、資料の構成についてはご説明いたしませんし、それから、3ページの検討の経緯・今後の予定についても基本的にブリの資料と同じですので繰り返しますが、この11月の広調委におきまして、カタクチイワシの管理につきまして今後の方向性を議論いただきたいという趣旨でございます。

そうしますと、同じように4ページ目以降にカタクチイワシの資源評価の更新点を書いてございますが、一つブリと違うのは、カタクチイワシは三つの系群、太平洋系群、瀬戸内海系群、それから、対馬暖流系群がございます。そういった意味では、太平洋系群と瀬戸内海系群はスキップさせていただきまして、6ページ目に対馬暖流系群、すなわち、日本海側の資源について資料を載せてございます。よろしいでしょうか。6ページ目でございます。

平成24年時点の資源水準は中位・減少ということでございましたけれども、最新の資源評価では低位・減少に変更されております。資源は海洋環境の影響を受けて変動すると言われております。下のグラフに左側に資源量と漁獲の割合、それから、右にカタクチイワシとシラスの漁獲量の推移につきましてそれぞれ示してございます。

そうしますと、同じように7ページ目以降、アンケートの内容でございます。アンケートの仕方は基本的にブリと同じでございまして、管理に関する情報あるいは管理に関する意見といったものにつきまして文章で情報をいただきました。

8ページ目以降に具体的な意見を集約して載せてございます。

まず、カタクチイワシの管理につきまして海区・県による対応でございますが、これもカタクチイワシ漁業の実態が相当異なるということから、その管理体制も異なっているということがございます。すなわち、特段の管理を行っていないところから、関係県の連携を行っているというところまで非常にさまざまでございます。また、漁業種類別の措置に関しましても定置網または漁船漁業、それぞれの措置を講じているといったことが報告されております。また、カタクチイワシは当然、シラスも含みます、シラスの漁獲について

もさまざまな措置・取組が行われているといったことが報告されております。

以上が 8 ページでございます。

次のページ、9 ページ目にいかせていただきますと、今後の管理のあり方に関する意見ということで、一般的な意見から具体的な意見まで整理しておりますが、まず、一般的な意見といたしましては、今後、国が主体となって資源管理を行うべきという意見から、漁業者による自主的な取組を維持していくべきであるといった意見まで、管理のあり方に関する基本的な立場が分かれている状況が浮き彫りになりました。また、カタクチイワシの系群によって漁業の実態や利用の状況が異なるという事実がございますので、一律の規制は難しく、むしろ、地域や漁業の特性を勘案すべきではないかという意見も出されたところでございます。そして三つ目のところでございますが、ブリと同じように海洋環境との関係、年の変動、そういった調査研究、漁獲動向の把握といったものの必要性が指摘されたところでございます。

10 ページ目でございますけれども、より具体的な項目につきまして意見を募りましたところ、県をまたいだ管理につきましては海区別に広域的な管理が必要であるという意見から、既にやっている県レベルあるいは隣県との調整で対応可能であるといった意見まで、これについても立場が分かれている状況がわかりました。

資源が悪化した場合の管理のあり方についてですけれども、これにつきましては過去の変動幅を超えて資源が悪化した場合には何らかの対策を導入すべきである、関係県と漁業団体で措置について協議すべきであるといった対応の必要性については認識がございました。ただし、一番下に書いてございますけれども、その具体的な方途、具体的な措置にしましてはさまざまな意見が出されまして、一つの考え方に集約するといった状況にはございません。

そして、11 ページ目、最後のところでございますが、また、同じように数量管理、漁獲量の管理に関する意見をお聞きしましたところ、まず、上の方では一部 TAC 管理の導入を肯定する意見、TAC の導入を示唆する意見もございました。他方で、このページの下にもございますけれども、TAC は必要ない、反対であるといった意見、あるいは漁獲量の管理よりも漁獲努力量といった別の方途で管理すべきではないかといった意見がございまして、現時点では TAC の導入に関しましても立場が大きく分かれているという状況がございました。

そうしますと、ブリと同じように次のページ、12 ページは現在のカタクチイワシの資源

管理の現状を1枚紙で示しております。国の資源管理指針におきましては、カタクチイワシの資源管理について現時点では特定の規定はございません。また、カタクチイワシあるいはシラスに関しましては漁獲がある道府県において、それぞれカタクチイワシを魚種別あるいは漁業種類別の取組として盛り込んでいる県がこちらに示しましたとおり、それぞれでございます。これが現在の管理の状況でございます。

そうしますと、最後の13ページ目にございます同じように今後の方向性の事務局（案）をお示しております。

第1に、カタクチイワシが全国各地で漁獲されており、漁獲量も多いということを踏まえますと、国の資源管理指針において今後の取組の必要性を一般的な形であれ、示すということが望ましいのではないかというふうに考えます。

また、第2でございますが、カタクチイワシが太平洋、瀬戸内海、日本海の三つの系群に分かれ、シラスから成魚まで満遍なく多様な漁業で漁獲されているということを踏まえますと、各地域、各漁業種類の実態と管理取組の状況が十分に勘案されるべきと考えます。

今後、系群ごとに資源や漁獲の状況をモニタリングした上で、各地域・漁業の管理等の情報を共有しつつ、資源管理について定期的に議論を継続していくということが必要かと考えます。

これらの点を踏まえますと、それぞれの海区の広域漁業調整委員会を中心といたしまして検討を継続し、必要に応じ水産政策審議会等に報告していくべきというのが事務局の考えでございますが、ご意見を賜りたいと思います。

とりあえず、説明は以上でございます。

○橋本会長

ありがとうございました。

ただいま、ブリの資源・漁業・資源管理について、それから、カタクチイワシの資源・漁業・資源管理について、前回の広域漁業調整委員会で初めて説明のあった事項でございますが、今回、夏の間に行われた関係する道県等のアンケートの結果も含めて説明がございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問あるいはこの2魚種の管理についてのご意見等があればお聞きしたいと思いますが、何かございますか。志幸委員。

○志幸委員

ブリでございますけれども、石川県では定置のほかに刺し網、まき網でブリを取るんで

すけれども、今年みたいな値段じゃ大分漁業者の方も老齢化しておるものですから、労力、それから、燃油の高騰で、何とかかんとかということで。刺し網業者の委員から出たんですけれども、北海道の方でもブリが獲れるようになったということで、店頭でキロ 1,000 円という、そういう消費のブリの価値観が落ちた、ブリの値が落ちた。何とかかんとかやってもらわなければあかんということでございますので、会長、またひとつ、そこを委員の代弁者として私はここに、私もどういふことにすればいいのかわかりませんが、何とか検討していただければなということで、このあり方、一番最後の問題を重要視しながら今後、やっていっていただきたいなと。

このままなら大変な状況になるんじゃないか。富山、石川はブリの産地ですけれども、値段もこういう値段であれば恐らくは大変になるのではないかな。あちこち、定置の方々も声が出てくるんじゃないかなと思うんですけれども、そういう声が石川県の方から出ておるということで、今後の方向性というものを水産庁の方々には検討して、全国の状況をまとめていただきたいなということを要望しておきます。

以上です。

○橋本会長

ありがとうございました。

ほかにブリでもカタクチイワシでも結構ですが、清野委員、どうぞ。

○清野委員

ブリとカタクチイワシの稚魚の生育環境についてなんですけれども、この委員会での主な漁業の問題というのは資源学というか、そういうところで語られていると思うんですけれども、海洋環境で水温だけではなくて、例えばブリについていうとモジャコと同じ海域に猛烈に漂流ごみが浮いていまして、特に細粒ごみとか、そういうもの、つぶつぶになっているようなものまで浮いておりますので、モジャコと同じ海域がそういった人工ごみと継続して汚染されるということと、それから、現在のように台風が大型化していきますと、東シナ海は本当に毎年のように漂流ごみの海になってしまうので、そういう部分についての水系の方で環境分野での知見もまた入れていただくと、今後、稚魚の成育の場所の状況も知りつつ、もうちょっと人間の努力もするということになるんだと思います。

ごみの問題というのは今まで多分、水産の分野では海底ごみのことと言われてきたし、ゴーストフィッシングのことだったと思うんですけれども、こういった稚魚への影響というのも研究段階ではあるんですけれども、同じ場所に集中して浮いている、流れ藻と同じ

条件でゴミが集中しますので、そういうものについても漁業者の方から情報をいただいて蓄積しておくとか、関係各国に協力を、災害のものはしょうがないかもしれないですけども、投棄ゴミについては抑制するように要請するということが必要だと思います。

もう一つカタクチイワシと、それから、今日、議論になりましたさまざまな魚種のハタハタ、それから、カレイ類や、昨日、議論になったと思いますが、トラフグについてですが、海底とか海岸の砂の問題というのが今、非常に大きくて、海底の掘削については前回、トラフグの関係で産卵場の海域を砂利掘削をしていて、全くトラフグの産卵場と砂利掘削の産業というのは競合しているというお話を差し上げました。それで、今日もハタハタが稚魚の居場所がなかなかないということでございますが、日本海側の海域においても、従来、ハタハタの稚魚が小さいころに過ごしていたような波打ち際というのが侵食で砂州がなくなって波が強くなったり、あるいは川から流入する栄養分が保持できなくなったりという、そういう沿岸環境の変化がありまして、その段階から稚魚の生残に影響するような状況がございます。

ですから、すぐには難しいと思うんですが、ぜひ、水系の中でのそういった生活史を脅かすような環境に関してはこの委員会に上げていただき、各地方に持っていただいて漁連の方から、あるいは各県の水産課の方から関係するところに、こういうことに漁業振興上、気を付けてほしいというような沿岸環境や、そういう海洋汚染に関しての県の中での環境部局、土木部局、経済部局への呼びかけをいただけたらと思います。ですから、特にトラフグの問題は非常に心配する人も増えてきていて、何が協力できるのかわかれば動きも違うと思いますので、ぜひ、水権は多分野が持っていらっしゃると思いますので、そういうご協力をお願いできればと思います。

以上です。

○橋本会長

ありがとうございました。

清野委員からはブリだけでなくハタハタあるいはトラフグといった、そういった幼稚子魚の成育に影響を与えるような環境の問題、そういった知見も含めた収集、それから、多分野への問題点の提供と、それからくる問題の解決ということを動きとしてやっていったらどうかというご意見をいただきました。このご意見に対して何か水研の方は。

○西村部長

西海区ではカタクチイワシ、あるいは東シナ海を担当させていただいています。ご指摘

のように海洋環境と資源とのかかわりというところについては我々も関心を持っているところで、今、例えば海洋の流れのモデルだとか、そういったところも資源の研究にどうやったら反映できるかというところを検討しながら進めているところです。とりあえず、先は難しいところはいろいろとあるというところをご理解いただけたと思いますけれども、取り組んではいるというところをご理解いただければと思います。

○橋本会長

ありがとうございました。

そういった資源の問題について、そういった稚魚の成育ということについても生育の環境にかかわるような問題、先ほどの浮遊ごみの問題もありますし、以前から清野委員にはご指摘いただいているような海底の環境の問題もございますので、そういった観点も頭に置きながら、今後、議論をしていただきたいというふうに思います。

ほかにこの2魚種についての今後の検討方向、広域資源管理委員会で情報提供し、議論もしながら必要に応じて水政審にも、またフィードバックしていくという方向で事務局は行きたいということですが、何か、ご意見はございますでしょうか。安成委員、どうぞ。

○安成委員

ブリについてなんですけれども、志幸委員がおっしゃいましたように、ここにあるように漁獲が非常に多くなってしまって、市場にどっと出るもので値段が下がってしまう。逆に養殖の方々もそれで大変な被害にあってしまって、資源がいいことは確かにいいことなんですけれども、市場に合ったような生産調整というようなことをやっていかないと、漁業者はだめになっちゃうんじゃないかというふうなことを思うので、資源管理ということじゃなくて、その有効利用というようなところで意見をまとめて、みんなが立ち行くようなやり方を考えていくのが重要ではないかというふうに思います。

○橋本会長

ありがとうございました。

確かに言われるとおり、資源が良いのは決して悪いことではないんですけども、それによって漁業者が得られる経済的利益というものが減ってしまうという現状を考えると、例えば先ほど岩田さんの方からご紹介のありましたベニズワイガニでは、生産者あるいは利用確保、流通、そういった関係者が膝をつき合わせて利用の有効化を図るような議論もやっている場所もある。そういったのも考えると、こういった資源の良いものについても大漁貧乏にならないような取り方あるいは売り方あるいは利用確保の仕方、そういったもの

も含めて総合的に進んでいって、生産者も含めて消費者には良いものを適当な値段で提供できるような形が進んでいけばいいと思いますけれども、ほかに何かご意見は。小田委員、どうぞ。

○小田委員

前回もやたらにカタクチイワシは色々な魚の餌にもなるんだから、カタクチイワシを無造作に取ってしまうと、ブリでもマグロもだんだんこういう規制も厳しくなれば、新潟県は寒ブリという本当の短期間で値段がキロ 2,000 円もして、10 キロ、15 キロのブリが揚がるんですが、カタクチイワシは大事な、人間でもそうだけれども、イワシがなければブリも太らないし、ヒラメもタイも大事なものですから、今のカタクチイワシはどこにもいるんだという あれ のでなくて、今からたくさんいるうちに管理していかなければ、子ども、孫の代になれば、また、こういうマグロみたいな状況がくると思うので、今から管理をしていかないと、そのように私たちもやりますけれども、国の方からもそれを進めていってもらいたいと思います。

○橋本会長

大変重要なお意見をありがとうございました。こういった意見が広調委の間でもあったということについても水政審の場で報告できる機会があれば、ぜひ、お願いしたいというふうに思います。

ほかに何かご意見はございますでしょうか。よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、議題（４）を終わりました、議題（５）にその他の項目がございます。最後の議題（５）でございますが、事務局から３点ほど報告事項があるとのことでございます。

まず、資源管理漁業収入安定対策の実施状況、それから、来年度、平成 26 年度資源管理関係予算の概算要求の概要、この２点についてまず事務局より説明をお願いしたいと思います。もし、ご意見、ご質問等があればまとめて最後をお願いしたいと思います。それでは、よろしくお願いします。

○事務局（城崎）

それでは、資料 7 番に基づきまして資源管理漁業系安定化対策の実施状況についてご説明します。ご案内のとおり、従来の資源回復計画は平成 23 年度に資源管理・漁業経営安定対策の下支えにより資源管理指針・計画体制に移行しております。この資料 7 番の 1 枚紙は、本年 3 月 31 日現在の都道府県知事が管理する漁業の管理計画の策定状況でございます。この表にありますように全部で 11 の漁業につきまして計画数が 1,691 件と、参加者

数が5万6,933経営体となっております。そして、裏をめくっていただきますと、こちらは大員管理漁業でございます。大員管理漁業につきましては14の漁業種類が管理計画を策定しておりまして、都合1,023隻が参加をしているという状況でございます。

国としましては、今後とも資源管理計画の策定あるいは見直しと、そういうものを通じまして漁業者の資源管理に向けた取組というものを支援してまいりたいと考えてございます。

続きまして、資料8番をお手元にご用意いただきたいと思います。こちらが資源管理関係予算の平成26年度の概算要求の状況でございます。全体といたしますと約460億円が積み上がっていると、そういう状況でございます。資源管理に直接かかわるものとしましては、2番の資源管理体制推進事業というものと、裏面をめくっていただきますと3番目、資源管理指針等推進事業というものがございます。1枚目の表の方に戻っていただきますと、2番の資源管理体制推進事業というのは、都道府県が資源管理指針をつくったり、見直しをする、そういう検討ですとか、あと、県に設置をしております資源管理協議会、そういうところが履行確認を行ったりする、そのための経費ということで約4.2億円が計上されているという状況でございます。

そして、裏面にいただきますと、先ほどの3番目の資源管理指針等推進事業でありますけれども、こちらは主に大員管理事業につきまして資源管理規約の見直しですとか、あるいは漁業者協議会の開催に関する費用、そういうものに必要な経費として4,700万円の要求額となっております。

このほかに例えば5番目の燃油価格の高騰に対する対策として、セーフティネットの構築事業では85億円が計上されているという状況でございます。このほかに共済の掛け金の補助ですとか、積立ぷらすに対する支援などもあるわけでございます。今後、国会でのご審議をいただくこととなりますけれども、概算要求の状況は以上のとおりでございます。

資源管理を下支えする共済制度につきましては、ぜひとも積極的なご活用をお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

続きまして、資料9番目につきまして、水産物の放射性物質調査についてご説明させていただきます。

○事務局（村主）

水産庁漁場資源課で放射性物質の調査を担当しています村主と申します。よろしくお願

いします。それでは、座って資料9について説明させていただきます。

福島第一原発の事故による放射性物質の海洋への流出により、これまで基準値を超える放射性物質が一部の水産物で検出され続けております。生産者はもとより国民の水産物への不安が払拭できない状況が続いております。福島原発沖を含む東日本の沿岸沖合海域は、親潮及び黒潮の影響のもとに極めて生産性の高い海域であり、いかなる影響を受けるか調査していくことは日本の水産業にとって極めて重要であり、我々は日々、各都道府県と漁業者団体と協力して放射性物質の調査を実施しております。今日は、私たちの取組と検査の状況、そして結果について、簡単に情報提供させていただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

水産物の調査の枠組みですが、基本的な立場としましては、当然のことながら、国民に安全な食品を安定的に供給することが基本となっております。そして、各組織がばらばらに動くのではなく、関係自治体、漁業関係団体や厚生労働省などの関係省庁と連携することが重要でございます。水産物の放射性物質の調査は、原子力災害対策本部で策定された「検査計画、出荷制限等の品目区域の設定・解除の考え方」に基づき、基本的には各自治体を中心になって調査計画を策定し、調査を実施することになります。

基準値については、根拠法令は食品衛生法となっており、食品中の放射性物質に関する基準値を100Bq/kgと設定されております。そして、基準値を超えて複数の地点で広がりが見られる場合は、原子力災害対策本部から原子力災害対策特別措置法に基づき、関係都道府県に対し食品の出荷制限がかかることとなります。その後、モニタリング調査を強化し、その結果により出荷制限が解除されることとなります。一方、1検体しか基準値超えが見つからなかったという場合は、まず、しっかり調査をすることを前提に実際の出荷制限をとります。そして、同様に調査を強化し、動向を把握しながら広がりが見られない場合は各自治体の判断で自粛の解除をなします。水産庁はこれらの調査に当たっての助言や出荷制限の自粛・解除に関する助言のほかに、検査の分析などの支援を行っております。

次に、ページをめくっていただいて水産物の調査結果ですが、水産物については平成23年3月24日から放射性物質の調査を実施しております。今年度の25年9月末日現在では、延べ39,133検体の調査を実施しております。平成24年度において100Bq/kgの基準値を超えた品目は56品目でしたが、平成25年9月末日現在では基準値を超えた品目は33品目となっております。現在、基準値を超えている主な魚種は海産業でいいますと、底層のアイナメ、ヒラメ、カレイ類やメバル類、コモンカスベやマダラなどの20品目となっております。

す。淡水魚においては、イワナ、ヤマメなどの13品目が基準値を超えております。

続きまして、水産物の調査結果②になりますが、本表は福島県における調査結果になっております。震災後の3月24日から6月末日までに、100Bq/kgを超える割合が53%になっていましたが、事故後、1年間でその割合は半減し、その後も基準値を超える割合は低下を続けております。直近の平成25年7月から9月期においては、基準値超えの割合が2.2%となっております。

福島県では昨年度は週150検体の調査を実施していましたが、今年度、25年度に入りましてからは調査検体量をふやしており、海況にもよりますが、海産業はおおむね週10検体ほど増やして160検体ぐらいの調査を実施しております。基準値を超える魚種は絞られてきており、最近ではシノメバル、コモンカスベ、アイナメで基準値超えが検出されていますが、それ以外のヒラメ、カレイ類やメバル類などは基準値を超える割合がかなり低下してきています。

続きまして、水産物の調査結果③になりますが、福島県以外においても基準値を超える割合は徐々に低下して、平成25年7月から9月期には0.5%を切っております。平成25年4月から福島県以外で基準値を超えている海産魚類は、クロダイ、コモンカスベ、スズキ、ヒラメ、マダラの5品目になっております。基準値を超える検体については海の生態系の中でも結構上位にいるものと底にいるもの、そして、雑食、何でも食べるような魚について基準値を超えて検出される傾向があります。淡水魚については、イワナ、ヤマメやコイ、フナ類など12品目で基準値を超えています。このように福島県以外でも基準値を超える魚種は大分絞られてきております。

続きまして、水産物の調査結果④になりますが、具体的な種類別の事例を見ますと、イカナゴとかシラスのような表層魚やイカ・タコ類については、震災直後は100Bq/kgを超える検体がありましたが、現在は検出されておられません。回遊魚種についても震災直後ではブリが3検体ほど100Bq/kgを超えていましたが、それ以外のサンマ、シロザケ、また、ここには掲載していませんが、カツオ・マグロ類においては、これまで基準値を超えるようなものは見つかっておりません。

続きまして、水産物の調査結果⑤になりますが、エビ・カニ類の甲殻類については震災直後からほとんど放射性セシウムは検出されませんでした。貝類や海藻類については震災当初、100Bq/kg超過の検体がありましたが、現在はほぼ検出限界値未満となっております。カレイ類については、こちらは当初、すごく高い数値が検出されており、今でも基準値を

超えるような検体が出ておりますが、最近ではカレイ類なんですけれども、福島県以外では基準値を超える検体は検出されておられません。ヒラメについては福島県以外で、今年に入って基準値を超えたものが5月に1検体見つかりましたが、それ以降、調査検体数を強化してまいりましたが、検出されない状況で、出荷制限がかかったヒラメは、今は、解除されております。

次に淡水魚ですが、イワナ、ヤマメの天然魚については今でも基準値超えが検出されております。養殖魚については事故直後から基準値を超える検体は出ておりません。これは魚の浸透圧に違いがあり、海産魚は魚よりも海水の方が塩分濃度が高いので、基本的に水と一緒に放射性セシウムが体外に排出されやすいのですが、淡水魚は海水魚と全く逆になっており、水と一緒に放射性セシウムを飲み込んで、体外に排出しづらいという特徴があるということです。

最後になりますが、消費者への情報提供についてですが、これらの検査結果の詳細は水産庁のホームページに随時掲載しておりまして、消費者等に正確でわかりやすい情報提供を実施するとともに、消費者や流通業者等に対して説明会を実施しているところです。

東京電力福島第一原子力発電所からの汚染水漏えいに関し、漁業関係者のみならず消費者の皆様にも不安を与えている状況にあります。この汚染水問題を一日も早く解決するために、9月3日に原子力災害対策本部において、「東京電力福島第一原子力発電所における汚染水問題に関する基本方針」が発表されました。当該基本方針において風評被害を防止するために海域環境等のモニタリングの強化と、放射線量の状況の正確で迅速な情報提供を国際社会も含めて行うことということが定められました。従来より「検査計画、出荷制限等の品目区域の設定の解除の考え方」に基づき、食品としての水産物のモニタリングを実施し、比較的数値の高い魚種、底物ですが、に重点化しつつ、検体数は年々増加傾向にあります。

しかしながら、今般のたび重なる汚染水問題を受け、これまで高い値が検出された魚種、時期を踏まえてモニタリングを強化するように、9月中旬に関係9道県に向けてお願いしているところです。汚染水問題は日本国内のみならず近隣諸外国からも不安の声が上がっており、これらに対応するため、水産庁としては新しい資料を作成し、英語のほか、先月の10月30日は中国語、韓国語に翻訳し、水産庁のホームページで公表しています。11月12日には、フランス語、ロシア語、スペイン語にも翻訳し、水産庁のホームページに載せて、国際社会向けに情報提供を行っておるところです。また、11月13日にはフォーリン

プレスセンターにおいて外国の記者向けに会見も行っております。水産庁としても引き続き水産物の信頼確保のため、関係都道府県や関係業界団体と連携して、放射性物質調査を実施するとともに、速やかな情報提供に努めてまいり所存です。

簡単ではございますが、以上で説明を終わらせていただきます。

○橋本会長

ありがとうございました。

事務局から資源管理計画の作成状況等の対策の実施状況について、それから、来年度の資源管理関係予算の概算要求の概要について、それから、最後に今、報告がありました水産物の放射性物質調査、その３点についての報告事項でございました。

以上で、予定していた報告事項は全て終了いたしました。ただいまの報告の説明につきまして何かご意見、ご質問等はございますでしょうか。清野委員。

○清野委員

資料８でご説明いただきました資源管理の対策ということでの内容なんですけれども、資源管理を実施されている漁業者の方に、それに協力していただいている分、税金でサポートすることだろうと思います。その際にいろいろと磯の清掃活動とか、そういうことをしていただいたりするようなどきもほかの予算を含めてあるんですけれども、できましたらほかの産業も結構厳しい中で対応されているということもありますので、今日、議論させていただいた、どういう努力を現場でされているのかというのをまとめていただくとうかが、本当に難しい文章とかじゃなくて、今、特に若い漁業者さんはスマートフォンで写真が撮られたり、文章を書いたりされたりしますので、そういうものをお休みの日とか、あるいは天候が悪くて出漁できない日とかに事務局のようなところへ送っていただいて、資源管理の努力とか、そういうものがどういうふうな漁業者の生活の中で入っているかというのを情報提供していただけるといいのなと思っております。

いろいろ生態系保全の営みとかの藻場管理、干潟関係で漁業者の方が自分でデータをまとめたり、パワーポイントで発表されたり、学校に講義に行くということで、だんだん、そういうことをなさる方とかが多くなってきて、特に日本海とか九州西部の天候が悪いときにお家にいるとか、集落にすることが多いので、何かできることはありませんかとお話がございします。ですから、この安定対策の中で、ぜひ、そういう成果物としてたまっていくようになって、それをまた、水産庁なり、水研で取りまとめて国民に伝えるような、そういう情報発信の所在集めになるようなことがあればありがたいかなと思います。

それに関連しまして、先ほど森脇委員の方にもご心配をおかけしましたが、漁村で小規模漁業の方とかは、よく考えると私は調査に行つてよくお会いするんですね。ただ、大臣許可漁業の大規模漁業の方は多分、一般の消費者の方とか、研究者の方がお会いしてお話を聞くというのは結構難しくて、どういう努力をされているのかをこういう会にでも出していただいて、私もそうだったのかと思うんです。

だから、前にも例えばそういう小型魚が取れたときに、そこは操業をやめて船を移動するとか、ああいうふうに具体的なことを教えていただくと、努力されていることがよく伝わりましたので、ぜひ、そういう大型漁業の方のご努力の部分も何からの形で教えていただいて、あらゆる漁業が協力して取り組んでいるということを見える形にさせていただく。それが多分、特に中堅若手にとって誇りを持って漁業をやっていただけることにつながると思いますので、ぜひ、可能な範囲でいろんな方にご協力いただけたらと思っております。

以上です。

○橋本会長

ありがとうございました。

ご意見、ご要望を含めてということで、水産庁の予算で、それにぴったりに対応した現時点での予算はもしかしたらないかもしれませんが、都道府県レベルでやっているような話も含めて、そういう情報の収集というか、収集だけじゃなくて、それをうまく活用して、それを知らない人たちに発信していくということが何らかの形でできないかなというふうな気がいたします。

ほかに報告事項につきまして何かしらご意見、ご質問でもよろしいですけれども、何かございますでしょうか。大体、時間は予定された時間に近づいてまいりましたのでよろしいですか。

それでは、本日の議題は全て終了いたしましたので、ほかに何かこの際、ご発言ということがなければ、皆様のご意見もそれぞれの項目のところで出尽くしたということでよろしいでしょうか。もし、よろしければこの辺で意見交換も含めて終了いたしたいと思えます。事務局におかれましては、本日、いただいたご意見、ご要望も含めて、そういったものを含めて今後の委員会の運営、あるいはそれ以外の資源管理に関係した施策の展開に活用していただきたいというふうに思います。

それでは、引き続き次回の広域漁業調整委員会の開催予定について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（城崎）

例年でありますと来年２月から３月ごろに次回の委員会を開催したいと、そういうふう
に考えております。また、日時ですとか、場所につきましては委員各位のご都合をまた踏
まえまして、決めさせてもらいたいというふうに思っております。その節にはまたよろし
くお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○橋本会長

ありがとうございました。

次回の委員会は例年どおり、来年２月、３月ごろに予定されているということでござい
ます。年度末ではございますが、委員の皆様方にはまたよろしく願いたいと思いま
す。

それでは、大変本日も長くなりましたが、本日の委員会はこれにて閉会をしたいと思います。
委員各位あるいはご臨席の皆様におかれましては、議事進行へのご協力あるいは貴
重なご意見をありがとうございました。

なお、冒頭に申し上げました議事録署名人に指名をさせていただきました佐賀県の枉委
員、農林水産大臣選任委員の川越委員、このお二方には後日、事務局から本日の委員会の
議事録が送付されることになっておりますので、署名をよろしくお願いいたします。

それでは、これをもって第 22 回日本海・九州西広域漁業調整委員会を閉会とさせて
いただきます。

どうもありがとうございました。

閉会